

## 參考資料

---



## 参考資料

### 1 災害危険箇所

1-1 急傾斜地崩壊危険箇所.....	資-1
1-2 地すべり危険箇所.....	資-2
1-3 海岸保全区域.....	資-3

### 2 防災施設等

2-1 指定緊急避難場所一覧.....	資-4
2-2 指定避難所.....	資-5
2-3 福祉避難所一覧.....	資-6
2-4 津波一時避難ビル一覧.....	資-7
2-5 土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制.....	資-8
2-6 避難所の災害用特設電話の設置場所及び回線数.....	資-9
2-7 自主防災組織.....	資-9
2-8 行政区別消防水利.....	資-10
2-9 防災行政無線の運用協定締結自治会一覧.....	資-10
2-10 非常電話一覧.....	資-11
2-11 沖縄地方非常通信連絡協議会の主な構成機関（無線局一覧）.....	資-11
2-12 報道機関一覧.....	資-12
2-13 消防用車両一覧.....	資-13
2-14 特殊機械器具保有状況.....	資-16
2-15 市内指定・登録文化財一覧.....	資-17
2-16 市内医療機関一覧.....	資-18
2-17 化学消火剤備蓄一覧.....	資-19
2-18 し尿及びごみ収集運搬資機材一覧.....	資-20
2-19 浸水想定区域等に立地する要配慮者利用施設一覧.....	資-21

### 3 災害応急活動体制等

3-1 災害情報連絡系統図.....	資-23
3-2 救急医療対策系統図・連絡窓口.....	資-24
3-3 県内防災関係機関一覧表.....	資-25
3-4 ヘリポートの準備要領.....	資-29
3-5 避難情報の伝達手段と伝達先.....	資-30
3-6 沖縄県の通報連絡等救急医療対策系統図.....	資-31
3-7 中部地区医師会・災害時医療救急班連絡系統図.....	資-32
3-8 緊急輸送道路ネットワーク計画図.....	資-33
3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準.....	資-34
3-10 被災者生活再建支援制度について.....	資-41
3-11 不発弾処理業務の流れ.....	資-43

## 4 条例

4-1 宜野湾市防災会議条例.....	資-44
4-2 宜野湾市防災会議委員名簿.....	資-46
4-3 宜野湾市防災会議運営要綱.....	資-47
4-4 宜野湾市災害対策本部条例.....	資-48

## 5 基準

5-1 気象庁震度階級関連解説表.....	資-49
5-2 特別警報・警報・注意報発表基準.....	資-53

## 6 応援協定

6-1 各団体との災害時等における協力協定.....	資-54
----------------------------	------

## 7 様式

7-1 配備報告書.....	資-57
7-2 災害対策配備要員指名名簿.....	資-58
7-3 災害対策配備要員名簿.....	資-59
7-4 災害概況調査票.....	資-60
7-5 被害状況判定基準.....	資-61
7-6 災害即報様式.....	資-64
7-7 災害報告様式.....	資-66
7-8 災害即報記入要領.....	資-77
7-9 災害調査票.....	資-78
7-10 避難情報発令情報（市町村用）.....	資-79
7-11 避難者カード.....	資-81
7-12 避難者名簿.....	資-82
7-13 自衛隊災害派遣要請依頼書.....	資-83
7-14 食糧品等受払簿.....	資-85
7-15 生活必需品等の供給状況.....	資-86
7-16 義援金品等受領証.....	資-87
7-17 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書.....	資-88
7-18 行方不明者届出票.....	資-90
7-19 捜索者名簿.....	資-91
7-20 遺体調書.....	資-92
7-21 遺体台帳.....	資-93
7-22 遺体埋葬台帳.....	資-94
7-23 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書.....	資-95
7-24 ボランティア登録名簿.....	資-97
7-25 住宅被害調査票.....	資-98
7-26 り災証明願書等.....	資-117
7-27 避難行動要支援者名簿.....	資-122
7-28 被災者台帳.....	資-123

# 1 災害危険箇所

## 1-1 急傾斜地崩壊危険箇所

### (1) 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）

被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設等のある場所を含む。）ある箇所。

<自然斜面>

番号	所管土木事務所名	箇所番号	箇所名	位置		地形			区域内の保全対象		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域	
				大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設等		指定年月日	告示番号
153	中部土木事務所	I-166	普天間(1)	普天間	普天間一丁目	90	200	10.2	23	市道(10m)	無	H28.2.16	第75号
154	"	I-167	愛知	愛知	愛知原	49	205	15.0	16	病院 1、市道(40m)、道路(80m)	無	"	"
155	"	I-168	志真志(1)	志真志	志真志原	55	100	11.0	9	市道(105m)、道路(115m)	無	"	"
156	"	I-169	我如古	我如古	我如古四丁目	50	200	25.0	10	道路(210m)、河川(150m)	無	"	"
157	"	I-170	真志喜	真志喜	真志喜一丁目	45	70	20.9	19		H14.10.2	"	"
158	"	I-171	嘉数(2)	大謝名	前原	44	600	31.7	68	道路(70m)、河川(645m)	無	"	"
159	"	I-172	嘉数(1)	"	嘉数四丁目	70	90	7.5	7	道路(95m)	S61.12.5	"	"
364	"	I-383	普天間(2)	普天間	東原	81	115	12.5	8		無	"	"
365	"	I-384	野嵩(1)	野嵩	安里島原	30	310	22.4	27	県道(255m)、道路(230m)	無	"	"
366	"	I-385	上原	上原	石嶺原	38	346	6.5	14	市道(120m)、道路(260m)	無	"	"
367	"	I-386	志真志(3)	志真志	志真志原	46	145	12.2	10		無	"	"
368	"	I-387	伊佐	伊佐	上原	33	83	18.5	12	市道(80m)	無	"	"
369	"	I-388	大山(3)	大山	名利瀬原	31	103	22.7	12	市道(100m)	無	"	"
370	"	I-389	大山(1)	"	東原	38	260	14.9	16	市道(60m)、道路(20m)	無	"	"
371	"	I-390	大謝名	大謝名	前原	52	62	8.5	1	保育所 1	無	"	"
372	"	I-391	嘉数(4)	嘉数	後原	32	165	23.4	16	市道(55m)、道路(55m)	無	"	"
373	"	I-392	嘉数(5)	"	"	33	173	16.8	9	拝所 1	無	"	"

(資料：令和3年度沖縄県水防計画)

<人工斜面>

番号	所管土木事務所名	箇所番号	箇所名	位置		地形			区域内の保全対象		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域	
				大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設等		指定年月日	告示番号
436	中部土木事務所	I-802	新城	新城	新城二丁目	80	55	8.0	6		無	H28.2.16	第75号

(資料：令和3年度沖縄県水防計画)

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)

被害想定区域内に人家が1~4戸ある箇所。

<自然斜面>

番号	所管土木事務所名	箇所番号	箇所名	位置		地形			区域内の保全対象		急傾斜地崩壊危険区域の指定	土砂災害警戒区域	
				大字	小字	傾斜(度)	延長(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共施設等		指定年月日	告示番号
678	中部土木事務所	Ⅱ-213	野嵩(2)	野嵩	東原	105	41	12.2	3	市道(10m)	無	H28.2.16	第75号
679	〃	Ⅱ-214	志真志(2)	志真志	志真志原	45	40	14.0	2	道路(5m)	無	〃	〃
680	〃	Ⅱ-215	大山(2)	大山	東原	98	38	8.2	3		無	〃	〃
681	〃	Ⅱ-216	嘉数(3)	嘉数	伊礼原	44	39	5.3	2		無	-	-

(資料：令和3年度沖縄県水防計画)

1-2 地すべり危険箇所

番号	所管土木事務所名	区域名	面積(ha)	地すべり指定地の有無	区域内の保全対象				土砂災害警戒区域	
					河川への影響(m)	人家(戸)	耕地(ha)	公共的建物施設の種類及び数	指定年月日	告示番号
22	中部土木事務所	新垣	90.3	無	258,000	31	10.5	高速 1400m、県道 980m、村道 380m	H28.2.16	第75号

注) 区域の殆どが中城村であるが、本市の一部が区域内に含まれている。

(資料：令和3年度沖縄県水防計画)

### 1-3 海岸保全区域

#### (1) 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

番号	所管土木事務所名	水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
				流路延長	区域	流路延長	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)
24	中部土木事務所	普天間川	普天間川	4.9	中城村新垣～河口	2.0	北谷町 北中城村 安谷屋 中城村 宜野湾市	溢水	659	21.7	2,470	42.2
28	〃	牧港川	宇地泊川	2.8	西原町界～河口	1.3	宜野湾市 宇地泊 浦添市	〃	369	13.1	1,620	30.2

(資料：令和3年度沖縄県水防計画)

#### (2) 重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）

番号	所管土木事務所名	沿岸名	海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
				延長(m)	区域	延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
10	中部土木事務所	琉球諸島沿岸	宜野湾海岸	4,520	宇地泊、伊佐地区	2,520	宇地泊、伊佐地区	越波	140	18.7	12.7

(資料：令和3年度沖縄県水防計画)

## 2 防災施設等

### 2-1 指定緊急避難場所一覧

	施設名称	所在地	津波 災害	高潮 災害	土砂 災害	地震 災害
1	あすなろ児童公園	野嵩 1-12-1	○	○	○	○
2	まつのおか児童公園	野嵩 1-6-1	○	○	○	○
3	きさらぎ児童公園	野嵩 1-43	○	○	○	○
4	のだけ公園	野嵩 3-15-45	○	○	○	○
5	ひがし児童公園	野嵩 4-23-17	○	○	○	○
6	ふてんま公園	普天間 1-22-22	○	○	○	○
7	ながつき児童公園	新城 1-1-16	○	○	○	○
8	あらしろ児童公園	新城 2-5-1	○	○	○	○
9	ちゅんな一公園	喜友名 1-29-1	○	○	○	○
10	伊佐児童公園	伊佐 3-12-2	×	×	○	○
11	伊佐第二児童公園	伊佐 2-21-2	×	○	○	○
12	あだん児童公園	大山 6-26-1	×	○	○	○
13	シーサー児童公園	大山 6-44-8	×	×	○	○
14	宜野湾海浜公園	真志喜 4-2-1	×	×	○	○
15	市立グラウンド	真志喜 3-25-1	×	×	○	○
16	わかたけ児童公園	真志喜 2-10-1	○	○	○	○
17	いすのき児童公園	真志喜 2-4-1	○	○	○	○
18	ましき児童公園	真志喜 3-12-1	○	○	○	○
19	ゆうな児童公園	真志喜 3-23-1	×	○	○	○
20	森川公園	真志喜 1-24-1	○	○	○	○
21	かたばる公園	宇地泊 751-11	×	○	○	○
22	ガジュマル児童公園	宇地泊 471	○	○	○	○
23	ゆうひ児童公園	宇地泊 598	×	×	○	○
24	青空公園	嘉数 4-617-2	○	○	○	○
25	比屋良川公園	嘉数 4-824-1	○	○	○	○
26	嘉数高台公園	嘉数 1-5	○	○	○	○
27	まえはら児童公園	真栄原 1-15-18	○	○	○	○
28	ぐんばる公園	真栄原 3-11-1	○	○	○	○
29	おおぶき公園	真栄原 3-24-8	○	○	○	○
30	佐真下公園	真栄原 3-38	○	○	○	○
31	がねこ児童公園	我如古 4-15-40	○	○	○	○
32	しまし公園	志真志 3-16-3	○	○	○	○
33	ながた児童公園	長田 3-27	○	○	○	○
34	いこいの市民パーク	宜野湾 1-14-24	○	○	○	○
35	まつぼっくり公園	愛知 2-5	○	○	○	○
36	あかみち公園	赤道 1-5-14	○	○	○	○
37	うえはら児童公園	上原 1-22-8	○	○	○	○



## 2-2 指定避難所一覧

	施設名称	所在地	電話番号	津波 災害	高潮 災害	土砂 災害	地震 災害
1	宜野湾市民会館	野嵩 1-1-2	893-4433	○	○	○	○
2	野嵩保育所	野嵩 2-22-12	892-2261	○	○	○	○
3	野嵩二区公民館	野嵩 3-16-2	892-3863	○	○	○	×
4	野嵩三区公民館	野嵩 4-18-1	892-6100	○	○	○	×
5	普天間一区公民館	普天間 1-19-1	892-2045	○	○	○	○
6	普天間小学校	普天間 1-10-1	892-3359	○	○	○	○
7	普天間二区公民館	普天間 1-4-1	892-2796	○	○	○	×
8	普天間三区公民館	普天間 2-10-1	892-2327	○	○	○	×
9	新城区公民館	新城 2-29-1	892-2528	○	○	○	×
10	新城児童センター	新城 2-4-11	892-8888	○	○	○	○
11	普天間第二小学校	新城 2-8-19	892-2424	○	○	○	○
12	普天間中学校	新城 2-41-1	892-3328	○	○	○	○
13	喜友名区公民館	喜友名 2-16-7	892-3649	○	○	○	○
14	伊佐区公民館	伊佐 4-1-11	898-2944	×	×	○	○
15	伊利原老人福祉センター	伊佐 4-3-17	890-7131	×	×	○	○
16	うなばら保育所	大山 3-30-1	898-6337	×	○	○	○
17	大山児童センター	大山 4-14-3	890-0015	×	○	○	○
18	マリン支援センター	大山 7-10-27	942-2200	×	×	○	○
19	大山区公民館	大山 6-34-1	897-3303	×	×	○	○
20	大山小学校	大山 5-16-1	897-2174	×	○	○	○
21	はごろも小学校	大山 6-23-1	942-2040	×	×	○	○
22	宜野湾市立体育館	真志喜 4-2-1	897-2751	×	×	○	○
23	真志喜中学校	真志喜 3-19-1	897-3651	×	○	○	○
24	真志喜区公民館	真志喜 1-4-10	897-3765	○	○	○	○
25	市立博物館	真志喜 1-25-1	870-9317	○	○	×	○
26	ベイサイド情報センター	宇地泊 558-18	942-8415	×	×	○	○
27	宇地泊区公民館	宇地泊 210	897-4048	×	○	○	○
28	大謝名区公民館	大謝名 5-10-1	897-2900	○	○	○	○
29	大謝名小学校	大謝名 5-12-1	897-2100	×	○	○	○
30	大謝名団地公民館	大謝名 5-25-1	897-3010	×	○	○	○
31	大謝名児童センター	大謝名 5-25-2	897-4117	×	○	○	○
32	上大謝名公民館	大謝名 2-26-7	897-2043	○	○	○	○
33	嘉数ハイツ公民館	嘉数 4-21-5	898-4599	○	○	○	○
34	嘉数区公民館	嘉数 3-2-22	897-7561	○	○	○	○
35	真栄原区公民館	真栄原 3-5-13	898-2326	○	○	○	×
36	嘉数小学校	真栄原 1-13-1	898-2630	○	○	○	○
37	保健相談センター	真栄原 1-13-15	898-5583	○	○	○	○
38	嘉数中学校	我如古 442	898-2642	○	○	○	○
39	我如古区公民館	我如古 1-36-12	898-6304	○	○	○	○
40	市民図書館	我如古 3-4-10	897-4646	○	○	○	○
41	我如古児童センター	我如古 2-5-1	897-6767	○	○	○	○
42	宜野湾区公民館	宜野湾 1-22-24	892-5365	○	○	○	×

	施設名称	所在地	電話番号	津波 災害	高潮 災害	土砂 災害	地震 災害
43	宜野湾保育所	宜野湾 3-13-10	892-1502	○	○	○	○
44	志真志小学校	宜野湾 3-5-1	892-3206	○	○	○	○
45	人材育成交流センター	志真志 1-15-22	896-1215	○	○	○	○
46	男女共同参画支援センター	志真志 1-15-22-2	896-1616	○	○	○	○
47	長田区公民館	長田 3-28-1	892-3321	○	○	○	○
48	長田児童館	長田 3-28-1	892-3330	○	○	○	○
49	長田小学校	長田 3-19-1	892-1177	○	○	○	○
50	宜野湾小学校	神山 1-1-1	892-3006	○	○	○	○
51	愛知県公民館	愛知 2-6-1	892-1766	○	○	○	○
52	社会福祉センター	赤道 2-7-1	892-6525	○	○	○	×
53	赤道老人福祉センター	赤道 1-5-17	893-6400	○	○	○	○
54	赤道児童センター	赤道 1-5-16	892-3397	○	○	○	○
55	宜野湾中学校	赤道 1-15-1	893-1354	○	○	○	○
56	中原区公民館	赤道 1-18-1	892-5303	○	○	○	×

### 2-3 福祉避難所一覧

	施設名称	所在地	電話番号
1	赤道老人福祉センター	赤道 1-5-17	893-6400
2	新城児童センター	新城 2-4-11	892-8888
3	伊利原老人福祉センター	伊佐 4-3-17	890-7131
4	うなばら保育所	大山 3-30-1	898-6337
5	大山児童センター	大山 4-14-3	890-0015
6	大謝名児童センター	大謝名 5-25-2	897-4117
7	我如古児童センター	我如古 2-5-1	897-6767
8	宜野湾保育所	宜野湾 3-13-10	892-1502
9	長田児童館	長田 3-28-1	892-3330
10	赤道児童センター	赤道 1-5-16	892-3397
11	(協定施設) 介護複合施設ふれあい愛知の丘	愛知 3-17-20	892-1201
12	(協定施設) 介護総合施設 ケアビレッジふれあい我如古	我如古 402	917-5288
13	(協定施設) 特別養護老人ホーム 福寿園	赤道 2-7-2	892-1333

## 2-4 津波一時避難ビル一覧

	施設名称	所在地	収容人数
1	グラシアス・樹	宜野湾市伊佐 3-23-15	20
2	PURECOURT I	宜野湾市伊佐 3-23-5	20
3	サンセットたくしマンション	宜野湾市伊佐 3-17-1	200
4	シーサイド I S A	宜野湾市伊佐 3-8-25	50
5	フラワーキャッスル宜野湾	宜野湾市伊佐 3-3-7	200
6	大栄マンション	宜野湾市伊佐 2-7-11	100
7	SPACE-D	宜野湾市伊佐 2-6-10	15
8	トクムラ ANNEX III	宜野湾市伊佐 2-6-10	150
9	大栄マンション II	宜野湾市伊佐 2-21-13	100
10	伊利原市営住宅 A 棟	宜野湾市伊佐 4-3-14	750
11	伊利原市営住宅 B 棟	宜野湾市伊佐 4-3-15	1,000
12	伊利原市営住宅 C 棟	宜野湾市伊佐 4-3-16	920
13	フラワーキャッスル大山	宜野湾市大山 3-29-14	150
14	トクムラ ANNEX II	宜野湾市大山 3-29-11	70
15	トクムラ ANNEX V	宜野湾市大山 3-23-12	80
16	県営大山高層住宅	宜野湾市大山 6-33-1	1,300
17	ラグナガーデンホテル	宜野湾市真志喜 4-1-1	3,000
18	マンション・カオス	宜野湾市真志喜 2-26-15	130
19	マッキー 802	宜野湾市真志喜 2-28-11	220
20	PTC ビル	宜野湾市真志喜 3-29-1	250
21	池田産業ビル	宜野湾市真志喜 334-2	20
22	ムーンオーシャン宜野湾ホテル& レジデンス	宜野湾市宇地泊 558-8	2,110
23	M マンション	宜野湾市宇地泊 498	40
24	愛誠園	宜野湾市伊佐 3-26-8	863
25	OCEAN PALACE I	宜野湾市伊佐 3-21-23	130
26	OCEAN PALACE III	宜野湾市伊佐 4-10-1	329
27	OCEAN PALACE IV	宜野湾市大山 7-4-1	455

2-5 土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制

No	箇所番号	指定年月日	告示番号	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	避難勧告等の伝達方法	避難路・避難方向	指定緊急避難場所又は指定避難所
1	I-384	H28.2.16	第75号	野嵩(1)	野嵩一丁目及び野宿三丁目並びに中城村字登又	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ	防災マップに記載	のだけ公園
2	II-213	"	"	野嵩(2)	野嵩一丁目及び中城村字登又	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		きさらぎ公園
3	I-166	"	"	普天間(1)	普天間一丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		ふてんま公園
4	I-383	"	"	普天間(2)	普天間一丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		ふてんま公園
5	I-802	"	"	新城	新城二丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		普天間中学校
6	I-387	"	"	伊佐	伊佐一丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		喜友名区公民館
7	I-389	"	"	大山(1)	大山二丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		真志喜区公民館
8	II-215	"	"	大山(2)	大山二丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		真志喜区公民館
9	I-388	"	"	大山(3)	大山一丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		喜友名区公民館
10	I-170	"	"	真志喜	真志喜一丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		真志喜区公民館
11	I-390	"	"	大謝名	大謝名三丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		上大謝名公民館
12	I-172	"	"	嘉数(1)	嘉数四丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		嘉数ハイツ公民館
13	I-171-1	"	"	嘉数(2)-1	大謝名三丁目、大謝名四丁目、嘉数一丁目、嘉数四丁目及び真栄原二丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		嘉数ハイツ公民館
14	I-171-2	"	"	嘉数(2)-2	大謝名三丁目、大謝名四丁目、嘉数一丁目、嘉数四丁目及び真栄原二丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		大謝名小学校、上大謝名公民館
15	I-391	"	"	嘉数(4)	嘉数一丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		嘉数高台公園
16	I-392	"	"	嘉数(5)	嘉数一丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		嘉数高台公園
17	I-169	"	"	我如古	我如古四丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		がねこ児童公園
18	I-168	"	"	志真志(1)	志真志一丁目及び志真志三丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		人材育成交流センター
19	II-214	"	"	志真志(2)	志真志一丁目及び志真志三丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		人材育成交流センター
20	I-386	"	"	志真志(3)	志真志二丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		人材育成交流センター
21	I-167	"	"	愛知	愛知及び長田二丁目	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		宜野湾小学校
22	I-385	"	"	上原	上原二丁目及び中城村字新垣	急傾斜地の崩壊	アイウエオカキ		まつのおか児童公園
23	22	"	"	新垣	野嵩一丁目、上原二丁目、赤道二丁目及び字愛知並びに中城村字登文、字新垣、字北上原及び字南上原	地すべり	アイウエオカキ		まつのおか児童公園、宜野湾中学校、福寿園

※伝達方法は、ア 放送、イ 屋外同報無線、ウ 広報車、エ 伝達員、オ 関係者による直接口頭又は拡声器、カ 報道機関を通じて行うテレビ及びラジオ等、キ 各自治会の広報マイク による。

## 2-6 避難所の災害用特設電話の設置場所及び回線数

設置場所	回線数
宜野湾市 市民会館	2回線
宜野湾市図書館	1回線
宜野湾市老人センター	1回線

※端末（電話機）は宜野湾市にて準備する。

## 2-7 自主防災組織

	認定日	組織名
1	平成 21 年 9 月 1 日	大謝名団地自主防災・地域支え合い活動推進委員会
2	平成 22 年 4 月 1 日	伊佐区自主防災会
3	平成 25 年 12 月 9 日	真志喜区自主防災会
4	平成 26 年 6 月 26 日	上大謝名自主防災会
5	平成 26 年 10 月 21 日	宇地泊区自主防災会
6	平成 27 年 4 月 1 日	大山区自主防災会
7	平成 28 年 12 月 9 日	愛知区自主防災会
8	平成 29 年 4 月 3 日	普天間一区自主防災会
9	平成 30 年 11 月 2 日	野嵩二区自主防災会
10	平成 30 年 11 月 2 日	大謝名区自主防災会
11	令和元年 7 月 3 日	嘉数ハイツ区自主防災会
12	令和元年 9 月 3 日	喜友名区自主防災会
13	令和 2 年 2 月 6 日	普天間三区自主防災会
14	令和 2 年 2 月 25 日	新城区自主防災会
15	令和 2 年 4 月 1 日	野嵩三区自主防災会
16	令和 2 年 4 月 1 日	真栄原区自主防災会
17	令和 2 年 12 月 14 日	我如古区自主防災会
18	令和 3 年 6 月 17 日	嘉数区自主防災会
19	令和 3 年 6 月 22 日	長田・志真志自主防災ゆいまーる
20	令和 3 年 8 月 10 日	普天間二区自主防災会
21	令和 3 年 8 月 23 日	野嵩一区自主防災会
22	令和 3 年 8 月 24 日	宜野湾区自主防災会
23	令和 3 年 8 月 24 日	中原区自主防災会

## 2-8 行政区別消防水利

行政区分	種類		行政区分	種類	
	消火栓	防火水槽		消火栓	防火水槽
野嵩1区	35	1	真志喜区	32	3
野嵩2区	7	—	宇地泊区	27	2
野嵩3区	6	—	大謝名区	30	3
普天間1区	8	—	嘉数区	35	1
普天間2区	8	—	真栄原区	49	2
普天間3区	27	—	我如古区	50	4
新城区	11	—	長田区	47	—
喜友名区	17	1	宜野湾区	34	2
伊佐区	22	3	愛知区	40	1
大山区	61	6	中原区	40	—
			計	586	29

資料：消防本部

## 2-9 防災行政無線の運用協定締結自治会一覧

	無線施設の名称	設置場所	運用自治会名
1	普天間D1	普天間一丁目737番3	普天間1区
2	新城D2	新城二丁目623番2 (普天間第二学校給食センター敷地内)	新城区
3	野嵩D3	野嵩三丁目1314番12	野嵩1区
4	大山D4	大山二丁目2714番2	大山区
5	野嵩D5	野嵩一丁目912番(まつのおか児童公園内)	野嵩1区、中原区
6	嘉数D6	嘉数四丁目685番2	大謝名区
7	嘉数D7	嘉数四丁目824番5 (嘉数比屋良川児童公園内)	嘉数区
8	志真志D8	志真志一丁目271番	長田区
9	我如古D9	我如古四丁目516番1	我如古区
10	伊佐D10	伊佐三丁目289番257 (伊佐児童公園内)	伊佐区
11	大山D11	大山七丁目1400番20	大山区
12	大山D12	大山七丁目1350番81 (ゆいマルシェ敷地内)	大山区
13	大山D13	大山六丁目26番1 (あだん児童公園内)	大山区
14	大謝名D14	大謝名224番2	宇地泊区、大謝名区
15	宇地泊D15	宇地泊733番1	宇地泊区
16	宇地泊D16	宇地泊598番 (ゆうひ児童公園内)	宇地泊区
17	真志喜D17	真志喜四丁目808番 (トロピカルビーチ駐車場内)	真志喜区

## 2-10 非常電話一覧

NO	設置場所	電話番号	NO	設置場所	電話番号
1	市長室	893-1231	9	議会事務局長	893-1239
2	副市長室	893-1232	10	市民防災室	892-3151
3	会計管理者室	893-1233	11		
4	総務部長室	893-1234	12		
5	企画部長室	893-1235	13		
6	市民経済部長室	893-1236	14		
7	建設部長室	893-1237	15		
8	教育長室	893-1238	16		

## 2-11 沖縄地方非常通信連絡協議会の主な構成機関（無線局一覧）

機関名	所在地	電話番号
沖縄県	那覇市泉崎1丁目2番2号	866-2143
沖縄総合事務局	那覇市おもろまち2丁目1番1号	866-0031
第十一管区海上保安本部	那覇市港町2丁目11番1号	867-0118
沖縄气象台	那覇市樋川1丁目15番15号	833-4288
沖縄総合通信事務所	那覇市旭町1-9カフーナ旭橋B街区5F	865-2300
沖縄県警察本部	那覇市泉崎1丁目2番2号	862-0110
日本赤十字社沖縄県支部	那覇市与儀1-3-1複合管理棟5F	835-1177
NHK沖縄放送局	那覇市おもろまち2丁目6番21号	865-2222
沖縄電力株式会社	浦添市牧港5丁目2番1号	877-2341
沖縄県漁業無線協会	糸満市西崎1丁目4番11号	840-3566
琉球放送	那覇市久茂地2丁目3番1号	867-2151
沖縄テレビ放送	那覇市久茂地1丁目2番20号	863-1683
琉球朝日放送	那覇市久茂地2丁目3番1号	860-1199
ラジオ沖縄	那覇市西1丁目4番8号	869-2211
エフエム沖縄	浦添市字小湾40番地	877-2361
NTT西日本沖縄支店	浦添市城間4丁目35番2号	871-2850

## 2-12 報道機関一覧

名称	所在地	電話番号
沖縄タイムス社	那覇市久茂地2丁目2番2号	098-860-3000
琉球新報社	那覇市泉崎1丁目10番3号	098-865-5111
NHK沖縄放送局	那覇市おもろまち2丁目6番21	098-865-2222
琉球放送	那覇市久茂地2丁目3番1号	098-867-2151
沖縄テレビ放送	那覇市久茂地1丁目2番20号	098-865-2111
ラジオ沖縄	那覇市西町1丁目4番地の8	098-869-2211
FM沖縄	浦添市小湾40番地	098-877-2361
FM21	浦添市前田1-54-1	098-876-0021
FMニライ	中頭郡北谷町字桑江467-1 ちやたんニライセンター内	098-926-2288
沖縄タイムス中部支社	沖縄市仲宗根町35番地3号	098-939-1187
琉球新報中部支局	沖縄市仲宗根町25-6	098-934-6500
琉球朝日放送	那覇市久茂地2丁目3番1号	098-860-1199
FMぎのわん	宜野湾市喜友名1039 Gタウンビル2F	098-943-0094
ぎのわんシティFM	宜野湾市我如古2丁目36番12号	098-943-5582
沖縄ケーブルテレビ	那覇市久茂地1丁目2番20号 2F	098-867-2151
時事通信 那覇支局	那覇市泉崎1丁目14番8号	098-867-2151
共同通信社 那覇支局	那覇市おもろまち1丁目3番31号	098-862-2070



2-13 消防用車両一覧

令和3年4月1日

名称	車名	登録年月日	経過年数	車種	乗車定員	車両番号	排気量(ℓ)	ポンプ製作所・規格	積載水(ℓ)	総重量(kg)	補助別
消防本部											
1号車	現場指揮車	平成28年 2月1日	5年	ニッサン	8人	沖縄 801 す1	2.48			2,410	平成27年度石油貯蔵施設
2号車	予防広報車	平成19年 2月23日	14年	トヨタ	8人	沖縄 800 す444	2.36			2,190	平成18年度石油貯蔵施設
4号車	連絡車	平成22年 6月30日	10年	マツダ	4人	沖縄 580 ね2226	0.65			1,030	単独
19号車	指揮支援車	平成26年 1月31日	7年	マツダ	5人	沖縄 830 せ19	2.18			1,915	平成25年度石油貯蔵施設
消防署											
5号車	資機材搬送車	平成19年 12月26日	13年	ニッサン	5人	沖縄 800 す5	1.99			2,955	平成19年度石油貯蔵施設
6号車	高規格救急車	令和2年 2月13日	1年	トヨタ	8人	沖縄 830 て6	2.69			3,120	令和元年度防衛調整交付金
12号車	水槽付消防ポンプ自動車	平成30年 3月22日	3年	日野	6人	沖縄 830 ち12	5.12	日本機械A-2	2,000	10,660	平成29年度防衛調整交付金
13号車	水槽付消防ポンプ自動車	平成18年 2月21日	15年	いすゞ	6人	沖縄 831 せ119	7.79	森田ポンプA-2	2,000	12,340	平成17年度総務省消防庁
16号車	はしご付消防自動車(40m級)	平成12年 6月8日	20年	日野	6人	沖縄 830 と119	20.78			19,890	平成11年度総務省消防庁
17号車	小型動力ポンプ付水槽車	平成27年 3月20日	6年	日野	3人	沖縄 830 そ17	6.40	シバウラFR80	5,000	12,065	平成26年度防衛調整交付金事業
18号車	緊急人員輸送車	平成21年 11月30日	11年	三菱	25人	沖縄 830 せ18	4.89			5,305	平成21年度石油貯蔵施設
23号車	高規格救急車	平成28年 1月28日	5年	トヨタ	8人	沖縄 830 た23	2.69			3,080	平成27年度防衛調整交付金
24号車	消防ポンプ自動車	令和2年 2月20日	1年	いすゞ	6人	沖縄 800 せ1032	2.99	森田ポンプA-2	0	4,840	令和元年度消防庁消防団無償貸付車両

名称	車名	登録年月日	経過年数	車種	乗車定員	車両番号	排気量(ℓ)	ポンプ製作所・規格	積載水(ℓ)	総重量(kg)	補助別
予備車	水槽付消防ポンプ自動車	平成13年8月21日	19年	いすゞ	6人	沖縄 830 ね 119	8.22	日本機械A-2	2,000	9,800	平成12年度総務省消防庁
予備車	高規格救急車	平成22年3月12日	11年	トヨタ	7人	沖縄 830 そ 6	2.69			3,135	平成21年度防衛省
消防署我如古出張所											
3号車	指揮広報車	平成21年3月13日	12年	ニッサン	8人	沖縄 800 た 3	3.49			2,310	平成20年度石油貯蔵施設
7号車	高規格救急車	平成31年3月14日	2年	トヨタ	7人	沖縄 800 な 7	2.69			3,185	平成30年度防衛調整交付金
11号車	水槽付消防ポンプ自動車	平成20年1月24日	13年	三菱	6人	沖縄 830 す 11	7.54	森田ポンプA-1	2,000	9,930	平成19年度総務省消防庁
22号車	消防ポンプ自動車(CD-1)	平成25年5月27日	7年	日野	5人	沖縄 830 せ 22	4.00	森田ポンプA-2	600	6,855	平成24年度一括交付金事業
消防署真志喜出張所											
8号車	高規格救急車	平成26年3月6日	7年	トヨタ	7人	沖縄 800 の 8	2.69			3,195	平成25年度防衛庁
9号車	資機材搬送車	平成15年3月19日	18年	トヨタ	6人	沖縄 830 ら 119	2.98			3,720	平成14年度石油貯蔵施設
10号車	防災活動車	平成20年2月22日	13年	マツダ	6人	沖縄 800 す 1330	1.78			2,585	平成19年度日本消防協会(寄贈)
14号車	水槽付消防ポンプ自動車	平成16年2月25日	17年	いすゞ	6人	沖縄 830 る 119	8.22	森田ポンプA-2	4,000	12,860	平成15年度総務省消防庁
20号車	資機材搬送車	平成22年12月27日	10年	三菱	3人	沖縄 830 さ 20	2.97			3,805	平成22年度石油貯蔵施設
21号車	消防ポンプ自動車(CD-1)	平成25年5月27日	7年	日野	5人	沖縄 830 す 21	4.00	森田ポンプA-2	600	6,825	平成24年度一括交付金事業
救助艇	水上バイク	令和2年11月17日	0年	シードゥ	3人	第 296- 27534 号					令和2年度石油貯蔵施設
〃	ゴムボート	平成25年1月22日	8年	アキレスボート	8人	第 296- 25284 号					平成24年度一括交付金事業

名称	車名	登録 年月日	経過 年数	車種	乗車 定員	車両番号	排気量 (ℓ)	ポンプ製作所・ 規格	積載水 (ℓ)	総重量 (kg)	補助別
予備艇	水上バイク	平成22年 2月17日	11年	シードゥ	3人	第296- 24567号					単独

## 2-14 特殊機械器具保有状況

品名	数量	備考
空気式救助マット	1	
救命捜発射銃（空気圧式）	2	
可搬式ウインチ	5	
発動発電機（1.5KW）	13	
バスケット型担架	5	
油圧スプレッダー（大型含む）	8	
油圧切断機（大型含む）	3	
マット型空気ジャッキ	2	
空気切断機（エアーカッター）	2	
エンジンカッター	12	
チェーンソー	15	
鉄線カッター	14	
万能斧	15	
防毒マスク	31	
空気呼吸器	47	
潜水器具	26	
水上バイク 3人乗り	2	
救命ボート（ゴム製）船外機付 8人乗り	1	
救命胴衣	40	
携帯用無線機	56	

2-15 市内指定・登録文化財一覧

<国指定文化財>			<県指定文化財>		
名称		所在地	名称		所在地
1	喜友名泉	喜友名区	3	小祿墓	嘉数区
2	大山貝塚	大山区	4	小祿墓内石厨子	嘉数区
			5	森の川	真志喜区

<市指定文化財>					
名称		所在地	名称		所在地
6	小祿墓石彫香炉	嘉数区	16	野嵩クシヌカー	野嵩区
7	小祿墓石彫獅子	嘉数区	17	伊佐の「たけたう原」銘の印部土手	喜友名区
8	真志喜佐喜真家文書	真志喜区	18	伊佐浜「新造佐阿天橋碑」	伊佐区
9	明治土地台帳付属地図	宜野湾区	19	大山御嶽碑	大山区
10	我如古ヒージャーガー	我如古区	20	西森碑記	真志喜区
11	喜友名の石獅子群	喜友名区	21	大謝名メヌカー	大謝名区
12	普天間の獅子舞	普天間区	22	大山マヤーガマ洞穴遺跡	大山区
13	大謝名の獅子舞	大謝名区	23	普天満宮洞穴	普天間区
14	我如古スンサーミー	我如古区	24	大謝名メヌカー淡水紅藻	大謝名区
15	野嵩石畳道	野嵩区	25	ウデナガサワダムシ	地域定めず
			26	本部御殿墓	我如古区

<市登録文化財>					
名称		所在地	名称		所在地
27	神山・愛知ヌールガー	愛知区	28	字宜野湾の年中祭祀	宜野湾区

2-16 市内医療機関一覧

	施設名	郵便番号	所在地	TEL	FAX
1	愛生園クリニック	901-2221	宜野湾市伊佐 3-26-8	098-898-4141	098-898-2299
2	愛知クリニック	901-2206	宜野湾市愛知 1-2-12	098-892-3511	098-892-6416
3	新垣形成外科	901-2227	宜野湾市宇地泊 729	098-870-2990	098-870-2980
4	いきいき耳鼻咽喉科クリニック	901-2212	宜野湾市長田 1-1-3	098-893-1187	098-893-1197
5	池原外科胃腸科医院	901-2201	宜野湾市新城 2-40-27	098-893-1531	098-893-1532
6	いとむクリニック	901-2221	宜野湾市伊佐 1-10-9	098-898-5856	098-898-8808
7	いなふくクリニック	901-2215	宜野湾市真栄原 3-12-20	098-890-5300	098-897-8687
8	うえはらこどもクリニック	901-2212	宜野湾市長田 1-26-19	098-892-5151	098-892-5160
9	岡こどもクリニック	901-2227	宜野湾市宇地泊 772-1	098-942-9255	098-942-9256
10	おやかわクリニック	901-2212	宜野湾市長田 1-29-1	098-893-5511	098-893-5550
11	海邦病院	901-2224	宜野湾市真志喜 2-23-5	098-898-2111	098-897-9356
12	神元内科医院	901-2215	宜野湾市真栄原 3-5-3	098-898-6631	098-898-6631
13	かりゆしクリニック	901-2226	宜野湾市嘉数 4-25-15	098-898-0555	098-898-3666
14	眼科クリニック幸地	901-2211	宜野湾市宜野湾 2-5-13	098-893-3711	098-893-6933
15	喜屋武内科クリニック	901-2226	宜野湾市嘉数 2-1-1	098-890-7715	098-890-7720
16	宜野湾記念病院	901-2211	宜野湾市宜野湾 3-3-13	098-893-2101	098-892-8863
17	宜野湾整形外科医院	901-2215	宜野湾市真栄原 3-7-7	098-897-1891	098-897-1215
18	ぎのわんメンタルクリニック	901-2225	宜野湾市大謝名 1-17-31	098-890-7733	098-890-7744
19	クリニック・シンファニア	901-2204	宜野湾市上原 1-18-13-1階	080-643-3289	098-892-7635
20	駐留軍要員健保組合伊佐浜診療所	901-2221	宜野湾市伊佐 4-5-7	098-898-4893	098-898-4916
21	国立沖縄機構沖縄病院	901-2214	宜野湾市我如古 3-20-14	098-898-2121	098-897-9838
22	こはぐら耳鼻咽喉科	901-2202	宜野湾市普天間 2-49-14	098-893-4070	098-893-4072
23	さむら脳神経クリニック	901-2226	宜野湾市嘉数 2-2-1 1F	098-897-1177	098-897-1123
24	さよウィメンズ・メンタルクリニック	901-2213	宜野湾市志真志 4-24-7-4階	098-870-9855	098-870-9355
25	サンクリニック	901-2221	宜野湾市伊佐 2-9-35	098-898-3370	098-898-3372
26	じのん整形外科クリニック	901-2227	宜野湾市宇地泊 820	098-943-1115	098-843-3330
27	しらはまクリニック	901-2221	宜野湾市伊佐 3-9-19	098-898-1671	098-898-1672
28	ちゃたに内科呼吸器科	901-2227	宜野湾市宇地泊 724-2	098-898-7777	098-898-7777
29	統合医療センタークリニックぎのわん	901-2223	宜野湾市大山 7-7-22	098-890-1213	098-890-1215
30	当山産婦人科医院	901-2225	宜野湾市大謝名 5-20-8	098-897-5666	098-890-3903
31	長嶺眼科	901-2227	宜野湾市宇地泊 701	098-870-2266	098-894-7700
32	西平医院	901-2205	宜野湾市赤道 2-2-2	098-896-1116	098-896-0766
33	ねたて内科クリニック	901-2226	宜野湾市嘉数 1-22-5	098-890-1500	098-890-1501
34	のだけ整形外科	901-2203	宜野湾市野嵩 2-1-6	098-917-1870	098-917-1166
35	早川眼科医院	901-2203	宜野湾市野嵩 2-2-2	098-893-8155	098-893-8156
36	ひかり眼科	901-2206	宜野湾市愛知 1-2-1	098-892-9888	098-892-9911
37	光クリニック	901-2226	宜野湾市嘉数 2-2-1	098-898-2233	098-898-2287
38	ふくやま整形外科	901-2212	宜野湾市長田 1-28-1	098-894-1234	098-894-1700
39	古堅ウィメンズクリニック	901-2225	宜野湾市大謝名 165番地	098-890-1600	098-943-3396
40	まえだ眼科	901-2226	宜野湾市嘉数 2-7-15	098-890-5331	098-890-5332
41	まえはら内科	901-2215	宜野湾市真栄原 3-19-8	098-870-2807	098-870-2807

	施設名	郵便番号	所在地	TEL	FAX
42	まみ皮フ科クリニック	901-2226	宜野湾市嘉数 2-2-1 広栄メディカルビル 2F	098-898-4112	098-988-1975
43	みみとはなの和クリニック	901-2227	宜野湾市宇宇地泊 701-2F	098-890-0753	098-890-0754
44	宮城医院	901-2203	宜野湾市野嵩 1-10-11	098-893-7777	098-893-7700
45	みやぎ小児科クリニック	901-2214	宜野湾市我如古 447-1	098-898-3339	098-898-3360
46	山内耳鼻咽喉科医院	901-2215	宜野湾市真栄原 3-24-14	098-890-1717	098-943-0482
47	やましる皮フ科医院	901-2204	宜野湾市上原 1-2-9	098-892-8105	098-892-8109
48	よなみね内科	901-2202	宜野湾市普天間 2-4-5	098-894-1000	098-894-1000

## 2-17 化学消火剤備蓄一覧

区分 数量別	製造所	貯 蔵 所							取 扱 所			小 計	計	
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小 計	給油取扱所	販売取扱所			一般取扱所
5倍以下	—	—	—	5	7	—	7	—	19	—	—	8	8	27
5倍超え 10倍以下	—	2	2	—	4	—	—	—	8	2	—	3	5	13
10倍超え 50倍以下	—	—	5	—	4	—	—	—	9	1	3	4	8	17
50倍超え 100倍以下	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	1
100倍超え 200倍以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	—	—	6	6
200倍を超えるもの	—	—	—	—	1	—	—	—	1	10	—	—	10	11
計	—	2	7	5	16	—	8	—	38	19	3	15	37	75

2-18 し尿及びごみ収集運搬資機材一覧

(1) し尿収集運搬機材

(令和3年度)

	直営車				委託業者分				許可業者分							
	収集車		運搬車		車両計		海洋投入船		収集車		運搬車		車両計		海洋投入船	
	台数	積載量(ト)	台数	積載量(ト)	台数	積載量(ト)	台数	積載量(ト)	台数	積載量(ト)	台数	積載量(ト)	台数	積載量(ト)	台数	積載量(ト)
宜野湾市	—	—	—	—	—	—	—	—	3	5.4	—	—	3	5.4	—	—

(2) ごみの収集運搬機材

(令和3年度)

	直営車						委託業者分						許可業者分					
	収集車		運搬車		車両計		収集車		運搬車		車両計		収集車		運搬車		車両計	
	台数	積載量(ト)	台数	積載量(ト)	台数	積載量(ト)	台数	積載量(ト)	台数	積載量(ト)	台数	積載量(ト)	台数	積載量(ト)	台数	積載量(ト)	台数	積載量(ト)
宜野湾市	0	0	0	0	0	0	25	52	0	0	25	52	14	30.2	6	9.5	20	39.7
倉浜衛生施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



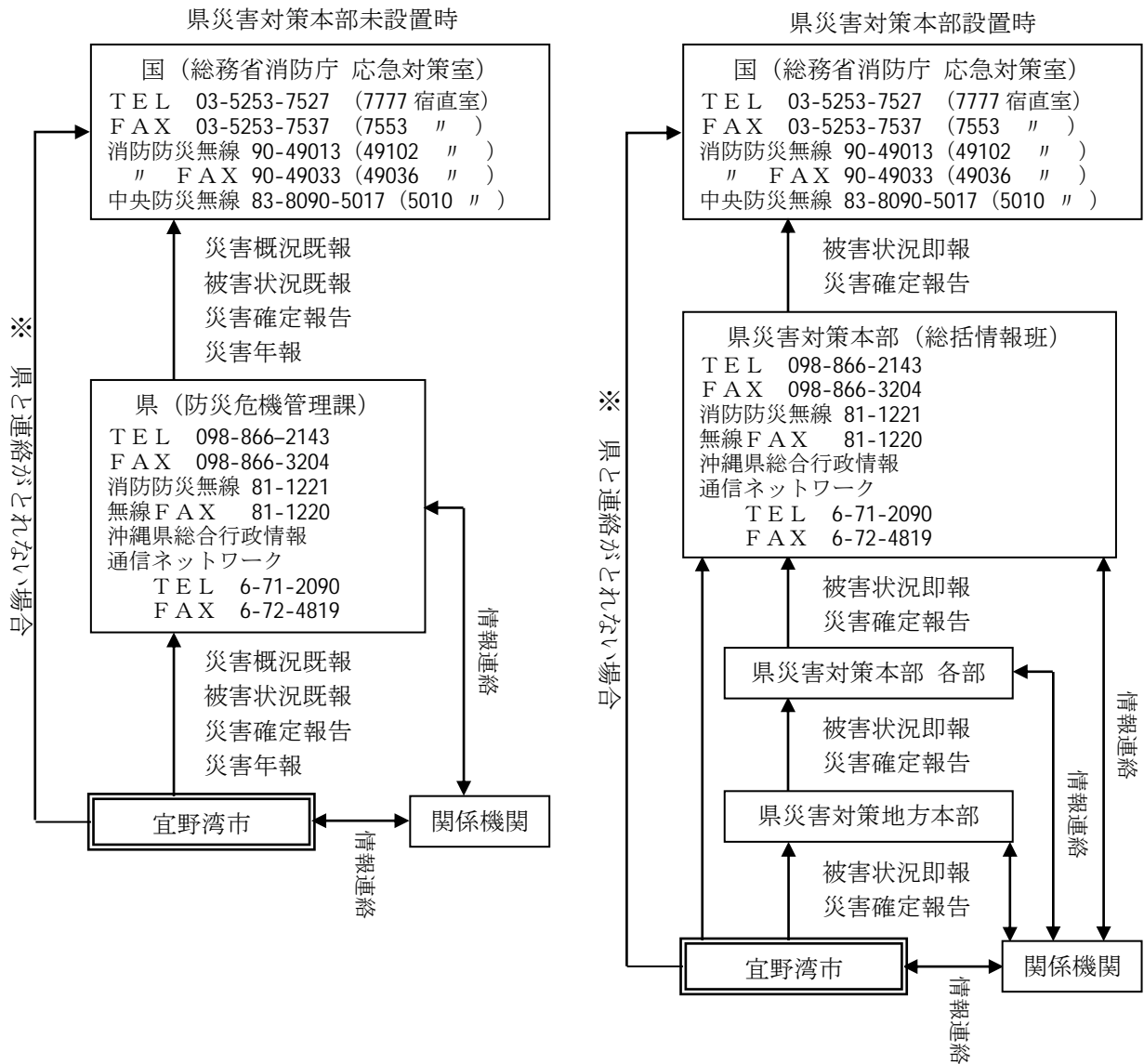
2-19 浸水想定区域等に立地する要配慮者利用施設一覧

番号	区分	施設名	所在地	津波 浸水	土砂 災害
1	社会福祉施設	キュート・チャイルド・ケア 宜野湾保育園	伊佐 2-10-5	○	—
2	社会福祉施設	児童デイサービス まはろ宜野湾伊佐	伊佐 2-21-13 大栄マンションⅡ 102	○	—
3	社会福祉施設	放課後等デイサービスはびねす	伊佐 3-1-3 第6タテルマンビル 3F	○	—
4	社会福祉施設	ムーミン保育園	伊佐 3-14-12	○	—
5	社会福祉施設	ハッピー保育園ハッピー学童クラブ	伊佐 3-18-19	○	—
6	社会福祉施設	奏・就労支援事業所OneStyle 伊佐	伊佐 3-21-27 Purecourt1F	○	—
7	社会福祉施設	セントジョセフィンモンテッソーリ スクールぎのわん	伊佐 3-22-17	○	—
8	社会福祉施設	特別養護老人ホーム 愛誠園	伊佐 3-26-8	○	—
9	社会福祉施設	短期入所生活介護事業所 愛誠園	伊佐 3-26-8	○	—
10	社会福祉施設	通所介護事業所 愛誠園	伊佐 3-26-8	○	—
11	社会福祉施設	認知症対応型共同生活介護事業所 愛誠園	伊佐 2-1-6 地下 1F	○	—
12	社会福祉施設	就労継続支援A型じあいサポート	伊佐 3-29-2 リバーサ イドマンション伊佐 106	○	—
13	社会福祉施設	グループホームはごろも	伊佐 4-2-14 2F	○	—
14	社会福祉施設	PAIおきなわ	伊佐 4-4-1	○	—
15	社会福祉施設	ピアセンター・イルカ	伊佐 4-4-1	○	—
16	社会福祉施設	はごろも福祉会	伊佐 4-4-6	○	—
17	社会福祉施設	デイサービスセンターがじまある	字宇地泊 100 イサムビル 1F	○	—
18	社会福祉施設	楽学喜サポートアチェンド	字宇地泊 549 金森ビル 2F	○	—
19	社会福祉施設	もりのなかま保育園-宇地泊園	字宇地泊 615	○	—
20	社会福祉施設	(株)オレンジハート	字宇地泊 636	○	—
21	社会福祉施設	マーシー保育園	字宇地泊 661	○	—
22	社会福祉施設	さんだん花ガーデンデイサービス	字宇地泊 715	○	—
23	社会福祉施設	サービス付高齢者向け住宅 さんだん花	字宇地泊 715	○	—
24	社会福祉施設	ケアコミュニティ結び	字宇地泊 751-15-809	○	—
25	社会福祉施設	そらうみ保育園	字宇地泊 757-1	○	—
26	社会福祉施設	ラポール育成保育園	字宇地泊 855	○	—
27	社会福祉施設	特別養護老人ホーム 白浜の里 愛誠園	字宇地泊 857	○	—
28	社会福祉施設	短期入所生活介護事業所 白浜の里愛誠園	字宇地泊 85	○	—
29	社会福祉施設	ちきーと保育園	大謝名 5-21-24	○	—
30	社会福祉施設	そらみライオンの子保育園	大山 3-18-49	○	—
31	社会福祉施設	ライオンの子保育園ブンバァ	大山 3-29-11-101	○	—

番号	区分	施設名	所在地	津波 浸水	土砂 災害
32	社会福祉施設	宜野湾市立うなばら保育所	大山 3-30-1	○	—
33	社会福祉施設	多機能型障害児通所支援事業所 「ここふわ」	大山 6-24-2 2F	○	—
34	社会福祉施設	くくるばな	大山 6-24-10 コンパ ンションサイト BLD1F	○	—
35	社会福祉施設	デイサービスセンターぎのわん	大山 6-25-7 パーク サイトテラス 101 号	○	—
36	社会福祉施設	むーS <sup>®</sup> こどもクラブ 2	大山 6-28-5 フレンド リー真志喜 202	○	—
37	社会福祉施設	むーS <sup>®</sup> こどもクラブ	大山 6-39-3	○	—
38	社会福祉施設	指定相談支援事業所「たいよう」	大山 6-40-15(A-9)	○	—
39	社会福祉施設	わんぱくしーさー学童クラブ	大山 6-47-7	○	—
40	社会福祉施設	リハビリさんだん花	大山 7-7-22	○	—
41	社会福祉施設	デイサービス さんだん花	大山 7-7-22	○	—
42	社会福祉施設	サービス付高齢者向け住宅 ハピネスさんだん花	大山 7-7-22	○	—
43	社会福祉施設	ヤクルトわくわく大山保育園	大山 7-13-3	○	—
44	社会福祉施設	はにんすキッズ学童 真志喜クラブ	真志喜 2-22-10	○	—
45	社会福祉施設	おれんじキッズ&児童デイサービ ス・アニマートぎのわん	真志喜 2-26-7 マキシムエリア 102	○	—
46	社会福祉施設	こがねの森保育園	大謝名 3-10-1	—	○
47	学校	はごろも小学校	大山 6-23-1	○	—
48	学校	はごろも幼稚園	大山 6-23-1	○	—
49	学校	宜野湾高校	真志喜 2-25-1	○	—
50	学校	学校法人パシフィックテクノカレッジ 学園	真志喜 3-29-1	○	—
51	医療施設	医療法人アース サンクリニック	伊佐 2-9-35	○	—
52	医療施設	しらはまクリニック	伊佐 3-9-19	○	—
53	医療施設	社会福祉法人善隣福祉会 愛誠園クリニック	伊佐 3-26-8	○	—
54	医療施設	駐留軍要員健康保険組合 伊佐浜診療所	伊佐 4-5-7	○	—
55	医療施設	みみとはなの和クリニック	宇地泊 701	○	—
56	医療施設	長濱眼科	宇地泊 701	○	—
57	医療施設	医療法人新美会 新垣形成外科	宇地泊 729	○	—
58	医療施設	医療法人新整会 じのん整形外科クリニック	宇地泊 820	○	—
59	医療施設	ちやたに内科呼吸器科	宇地泊 724-2	○	—
60	医療施設	岡こどもクリニック	宇地泊 772-1	○	—
61	医療施設	クリニックぎのわん	大山 7-7-22	○	—
62	医療施設	医療法人球陽会 海邦病院	真志喜 2-23-5	○	—

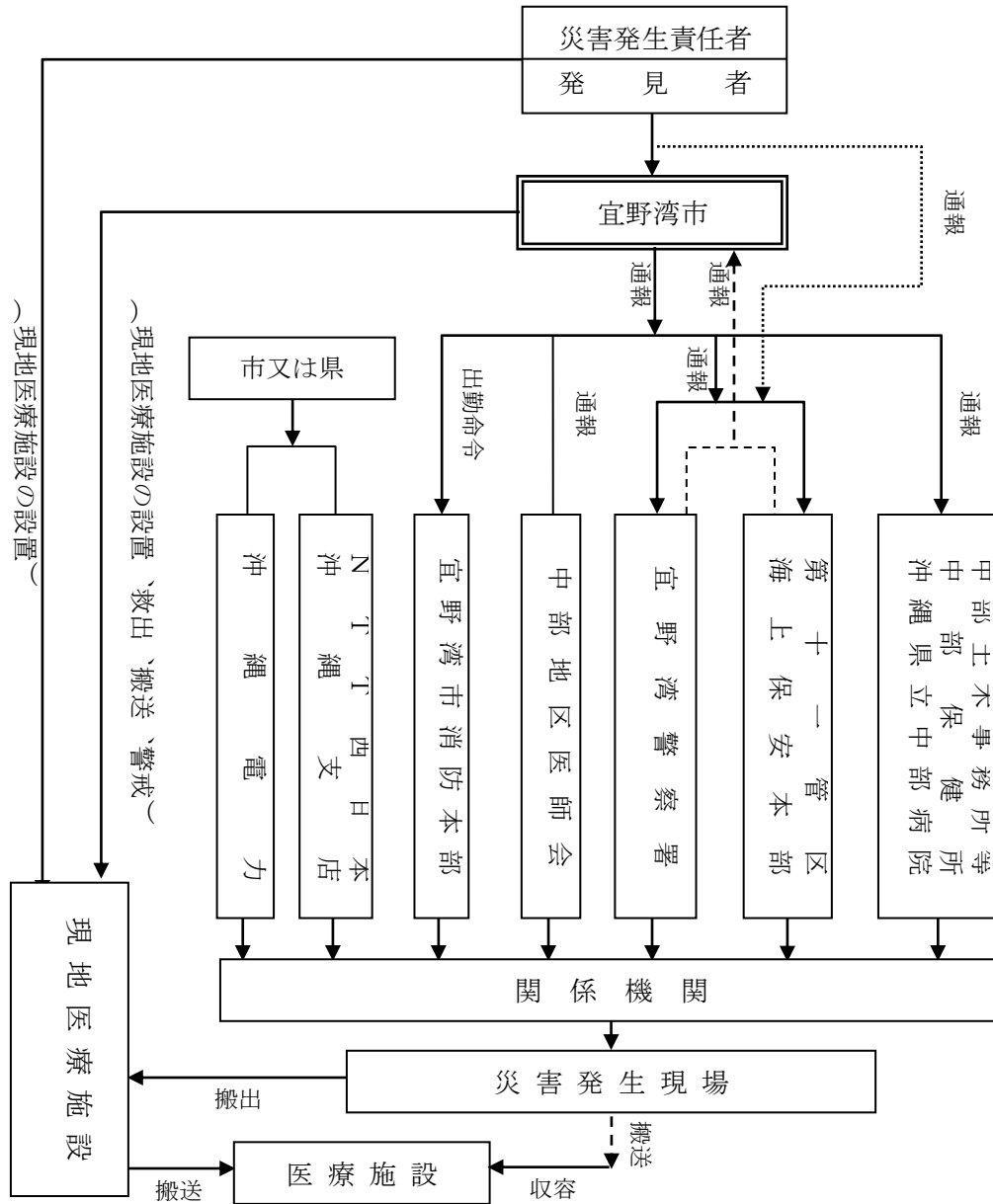
### 3 災害応急活動体制等

#### 3-1 災害情報連絡系統図



### 3-2 救急医療対策系統図・連絡窓口

■通報連絡等の救急医療対策系統図



■各機関、団体における救急医療対策の連絡窓口

機関名	連絡の窓口	電話番号
中部土木事務所	庶務班	098-894-6510
中部保健所	総務福祉班	098-938-9886
沖縄県立中部病院		098-973-4111
第十一管区海上保安本部	救難課	098-867-0118
宜野湾警察署		098-898-0110
中部地区医師会	事務局	098-936-8201
NTT 西日本沖縄支店	企画総務部	098-870-4010
沖縄電力	総務部総務課	098-877-2341

### 3-3 県内防災関係機関一覧表

#### (1) 指定地方行政機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
九州管区警察局	災害対策官	〒812-8573 福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
沖縄総合事務局	総務部総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-0015
九州厚生局沖縄分室	庶務課	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15	098-853-7350
沖縄森林管理署	総務グループ	〒900-0025 那覇市壺川 3-2-6	098-918-0210
沖縄防衛局	地方調整課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 290-9	098-921-8212
那覇産業保安監督事務所	管理課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-6474
第十一管区海上保安本部	環境防災課	〒900-8530 那覇市港町 2-11-1	098-867-0118
沖縄気象台	業務課	〒900-8517 那覇市樋川 1-15-15	098-833-4283
沖縄総合通信事務所	総務課	〒900-8795 那覇市東町 26-29 4F	098-865-2301
沖縄労働局	総務部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-868-4403
九州地方環境事務所 沖縄奄美自然環境事務所	野生生物企画官	〒900-0027 那覇市樋川 1-15-15	098-836-6400
大阪航空局 那覇空港事務所	空港保安防災課	〒900-0143 那覇市安次嶺 531-3	098-859-5110

#### (2) 自衛隊

機関名	防災担当	所在地	電話番号
陸上自衛隊第15旅団	司令部第3部	〒901-0142 那覇市鏡水 679	098-857-1155

#### (3) 沖縄県

機関名	防災担当	所在地	電話番号
知事公室	秘書課	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2080
総務部	総務私学課	〃	098-866-2074
企画部	企画調整課	〃	098-866-2026
環境部	環境政策課	〃	098-866-2183
子ども生活福祉部	福祉政策課	〃	098-866-2164
保健医療部	保健医療総務課	〃	098-866-2169
農林水産部	農林水産企画課	〃	098-866-2254
商工労働部	産業政策課	〃	098-866-2330
文化観光スポーツ部	観光政策課	〃	098-866-2763
土木建築部	土木総務課	〃	098-866-2384
出納事務局	会計課	〃	098-866-2471
企業局	総務企画課	〃	098-866-2803
病院事業局	病院事業総務課	〃	098-866-2832
教育庁	総務課	〃	098-866-2705
監査委員会	事務局	〃	098-864-2530
労働委員会	調整審査課	〃	098-866-2551
人事委員会	総務課	〃	098-866-2544

機関名	防災担当	所在地	電話番号
県議会事務局	総務課	〃	098-866-2572
北部合同庁舎	北部土木事務所	〒905-0015 名護市大南 1-13-11	0980-53-1255
中部合同庁舎	中部土木事務所	〒904-2155 沖縄市美原 1-6-34	098-894-6510
南部合同庁舎	南部土木事務所	〒900-0029 那覇市旭町 116-37	098-866-1129

#### (4) 沖縄県警察

機関名	防災担当	所在地	電話番号
沖縄県警察本部	警備第二課	〒900-0021 那覇市泉崎 1-2-2	098-862-0110
宜野湾警察署		〒901-2224 宜野湾市真志喜 2-1-3	098-898-0110

#### (5) 市町村

機関名	防災担当	所在地	電話番号
那覇市	防災危機管理課	〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1	098-861-1102
宜野湾市	市民防災室	〒901-2710 宜野湾市字野嵩 1-1-1	098-892-3151
石垣市	防災危機管理室	〒907-8501 石垣市字真栄里 672	0980-82-9911
浦添市	防災危機管理室	〒901-2501 浦添市字安波茶 1-1-1	098-876-1190
名護市	総務課	〒905-8540 名護市字港 1-1-1	0980-53-1213
糸満市	市民生活課	〒901-0392 糸満市潮崎町 1-1	098-840-8245
沖縄市	防災課	〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26-1	098-939-7773
豊見城市	総務課	〒901-0292 豊見城市宜保 1-1-1	098-850-8165
うるま市	危機管理課	〒904-2292 うるま市みどり町 1-1-1	098-973-6760
宮古島市	防災危機管理課	〒906-0012 宮古島市平良西里 1140	0980-72-3751
南城市	総務課	〒901-1495 南城市佐敷新里 1870	098-917-5378
国頭村	総務課	〒905-1495 国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大宜味村	総務課	〒905-1392 大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東村	総務財政課	〒905-1292 東村字平良 804	0980-43-2201
今帰仁村	総務課	〒905-0492 今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本部町	総務課	〒905-0292 本部町字東 5	0980-47-2101
恩納村	総務課	〒904-0492 恩納村字恩納 2451	098-966-1200
宜野座村	総務課	〒904-1392 宜野座村字宜野座 296	098-968-5111
金武町	総務課	〒904-1292 金武町字金武 1	098-968-2111
伊江村	総務課	〒905-0592 伊江村字東江前 38	0980-49-2001
読谷村	総務課	〒904-0392 読谷村字座喜味 2901	098-982-9201
嘉手納町	総務課	〒904-0293 嘉手納町字嘉手納 588	098-956-1111
北谷町	総務課	〒904-0192 北谷町字桑江 226	098-936-1234
北中城村	総務課	〒901-2392 北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2233
中城村	総務課	〒901-2493 中城村字当間 585-1	098-895-2131
西原町	総務課	〒903-0220 西原町字与那城 140-1	098-945-5011
与那原町	総務課	〒901-1392 与那原町字上与那原 16	098-945-2201
南風原町	総務課	〒901-1195 南風原町字兼城 686	098-889-4415
久米島町	総務課	〒901-3193 久米島町字比嘉 2870	098-985-7121
八重瀬町	総務課	〒901-0492 八重瀬町字東風平 1188	098-998-2200
渡嘉敷村	総務課	〒901-3592 渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321
座間味村	総務課	〒901-3496 座間味村字座間味 109	098-987-2311

機関名	防災担当	所在地	電話番号
栗国村	総務課	〒901-3702 栗国村字東 367	098-988-2016
渡名喜村	総務課	〒901-3601 渡名喜村 1917-3	098-989-2002
南大東村	総務課	〒901-3804 南大東村字南 144-1	0980-22-2001
北大東村	総務課	〒901-3992 北大東村字中野 218	0980-23-4001
伊平屋村	総務課	〒905-0703 伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2001
伊是名村	総務課	〒905-0695 伊是名村字仲田 1203	0980-45-2001
多良間村	総務財政課	〒906-0692 多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2619
竹富町	総務課	〒907-8503 石垣市美崎町 11-1	0980-82-6191
与那国町	総務財政課	〒907-1801 与那国町字与那国 129	0980-87-3579

(消防本部)

消防本部名 (構成)	所在地	電話番号
那覇市消防局	〒900-0004 那覇市銘苅 2-3-8	098-867-0119
沖縄市消防本部	〒904-2153 沖縄市美里 5-29-1	098-929-1192
浦添市消防本部	〒901-2102 浦添市前田 2-14-1	098-875-0119
宜野湾市消防本部	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 677	098-892-2299
名護市消防本部	〒905-0021 名護市字大北 3-31-50	0980-52-2121
うるま市消防本部	〒904-2224 うるま市字大田 44-1	098-973-4838
糸満市消防本部	〒901-0325 糸満市字大里 962	098-992-3661
石垣市消防本部	〒907-0023 石垣市字真栄里 668	0980-82-4050
宮古島市消防本部	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1792-6	0980-72-0943
豊見城市消防本部	〒901-0242 豊見城市字高安 339-1	098-850-3105
久米島町消防本部	〒901-3121 久米島町字嘉手苅 970	098-985-3281
本部町・今帰仁村消防組合消防本部 (本部町、今帰仁村)	〒905-0212 本部町字大浜 850-3	0980-47-7119
島尻消防組合消防本部 (八重瀬町、南城市)	〒901-0619 南城市玉城字屋嘉部 194	098-948-1778
東部消防組合消防本部 (与那原町、南風原町、西原町)	〒901-1103 南風原町字与那覇 226	098-945-2200
比謝川行政事務組合ニライ消防本部 (読谷村、嘉手納町、北谷町)	〒904-0202 嘉手納町字屋良 1220	098-956-9914
中城・北中城消防組合消防本部 (中城村、北中城村)	〒901-2314 北中城村字大城 404	098-935-4748
金武地区消防衛生組合消防本部 (金武町、恩納村、宜野座村)	〒904-1201 金武町字金武 7745	098-968-2020
国頭地区行政事務組合消防本部 (国頭村、大宜味村、東村)	〒905-1411 国頭村字辺土名 1727	0980-41-5100

(6) 指定公共機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
NTT西日本(株) 沖縄支店	設備部 災害対策室	〒901-2133 浦添市城間 4-35-2	098-871-2820
(株)ドコモCS九州 沖縄支店		〒900-0025 那覇市壺川 3-3-5	098-833-7615
KDDI 沖縄株式会社	総務部	〒900-0034 那覇市東町 4-1	098-865-3365
日本銀行 那覇支店	総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 1-2-1	098-869-0136
日本赤十字社	事業推進課	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-1	098-835-1180

機関名	防災担当	所在地	電話番号
沖縄県支部		複合管理棟 5F	
日本放送協会 沖縄放送局	企画編成	〒900-8535 那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
沖縄電力(株)	防災室	〒901-2602 浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
西日本高速道路(株) 九州支社沖縄高速道路事務 所	統括課	〒901-2101 浦添市字西原 4-41-1	098-870-5952
日本郵便(株) 沖縄支社	支店長室総 務部	〒900-8797 那覇市東町 26-29	098-865-2215

#### (7) 指定地方公共機関

機関名	防災担当	所在地	電話番号
(一社)沖縄県(中部地区)医師会	事務局	〒904-0113 中頭郡北谷町字宮城 1-584	098-936-8201
(公社)沖縄県看護協会	事務局	〒901-1103 南風原町与那覇 460	098-888-3155
(一社)沖縄県バス協会	事務局	〒900-0021 那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉球海運(株)	事務局	〒900-0036 那覇市西 1-24-11	098-868-8161
日本トランスオーシャン航 空(株)	路線事 業部	〒900-0027 那覇市山下町 3-24	098-857-2112
沖縄都市モノレール(株)	—	〒901-0143 那覇市字安次嶺 377-2	098-859-2630
(一社)沖縄県高圧ガス保安協会	—	〒901-0152 那覇市小禄 1831-1	098-858-9562
(一社)沖縄県婦人連合会	—	〒902-0066 那覇市大道 172	098-884-5333
沖縄セルラー電話(株)	—	〒900-8540 那覇市松山 1-2-1	098-860-3608
(一社)沖縄県薬剤師会	—	〒901-1105 南風原町新川 218-10	098-963-8930
(社福)沖縄県社会福祉協議会	—	〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1	098-887-2000
(一財)沖縄観光コンベンシ ョンビューロー	—	〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2F	098-859-6123
(公社)沖縄県トラック協会	—	〒900-0001 那覇市港町 2-5-23	098-863-0280

#### (8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

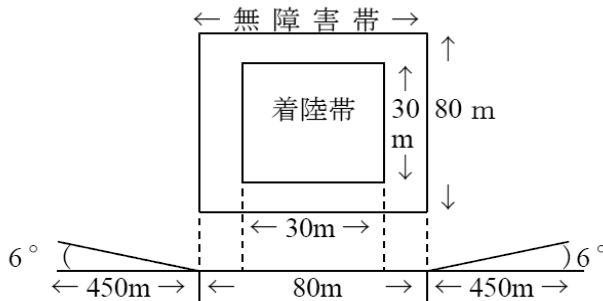
機関名	所在地	電話番号
(公財)沖縄県国際交流・人材育成財団	〒901-2221 宜野湾市伊佐 4-2-16	098-942-9212
沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	〒900-0035 那覇市通堂町 2-1	098-861-4166
(一社)沖縄県歯科医師会	〒901-2134 浦添市港川 1-36-3	098-877-1811
(公社)沖縄県獣医師会	〒900-0024 那覇市古波蔵 112	098-853-8001
(一社)沖縄県建設業協会	〒901-2131 浦添市牧港 5-6-8	098-876-5211
沖縄県土地改良事業団体連合会	〒901-1112 南風原町本部 453-3	098-888-4522
沖縄県農業協同組合	〒900-0023 那覇市楚辺 2-33-18	098-831-5555
沖縄県漁業協同組合連合会	〒900-0016 那覇市前島 3-25-39 沖縄県水産会館 1階	098-860-2600
沖縄県森林組合連合会	〒901-1101 南風原町字大名 95-1	098-888-0676
宜野湾市商工会	〒901-2224 宜野湾市真志喜 1-11-11	098-897-0111
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	〒900-0021 那覇市泉崎 2-103-4	098-855-1344
(公財)沖縄県交通安全協会連合会	〒901-0225 豊見城市豊崎 3-57	098-851-7900
沖縄県石油商業組合 沖縄県石油業協同組合	〒901-0405 八重瀬町字伊覇 228	098-998-1871



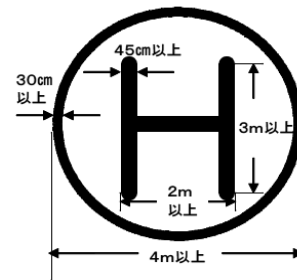
### 3-4 ヘリポートの準備要領

#### (1) ヘリポートの設置基準

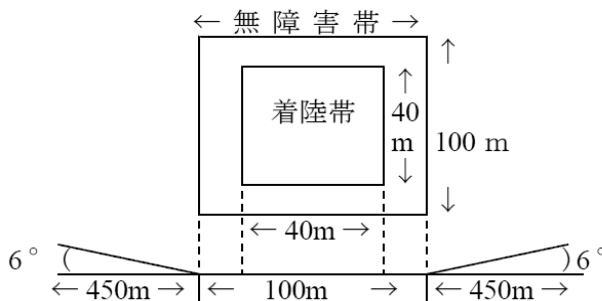
##### ① 中型機 (UH-60JA) の場合



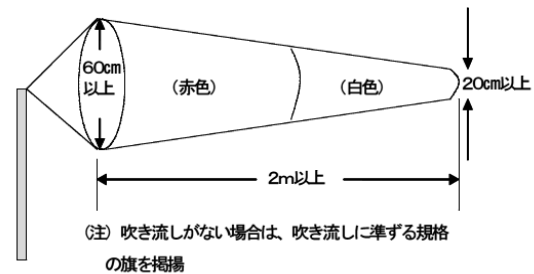
##### ② ヘリポート表示基準



##### ③ 大型機 (V-107、CH-47J) の場合



##### ④ 吹き流しの掲揚基準



#### (2) 点検の実施

ヘリポートの管理者は、年1回以上ヘリポートの離着陸のための点検を実施する。

#### (3) 夜間照明設備などの整備

ヘリポートの管理者は、夜間における緊急患者空輸などに備え、夜間照明設備などを整備する。

#### ■ 受入れ時の準備

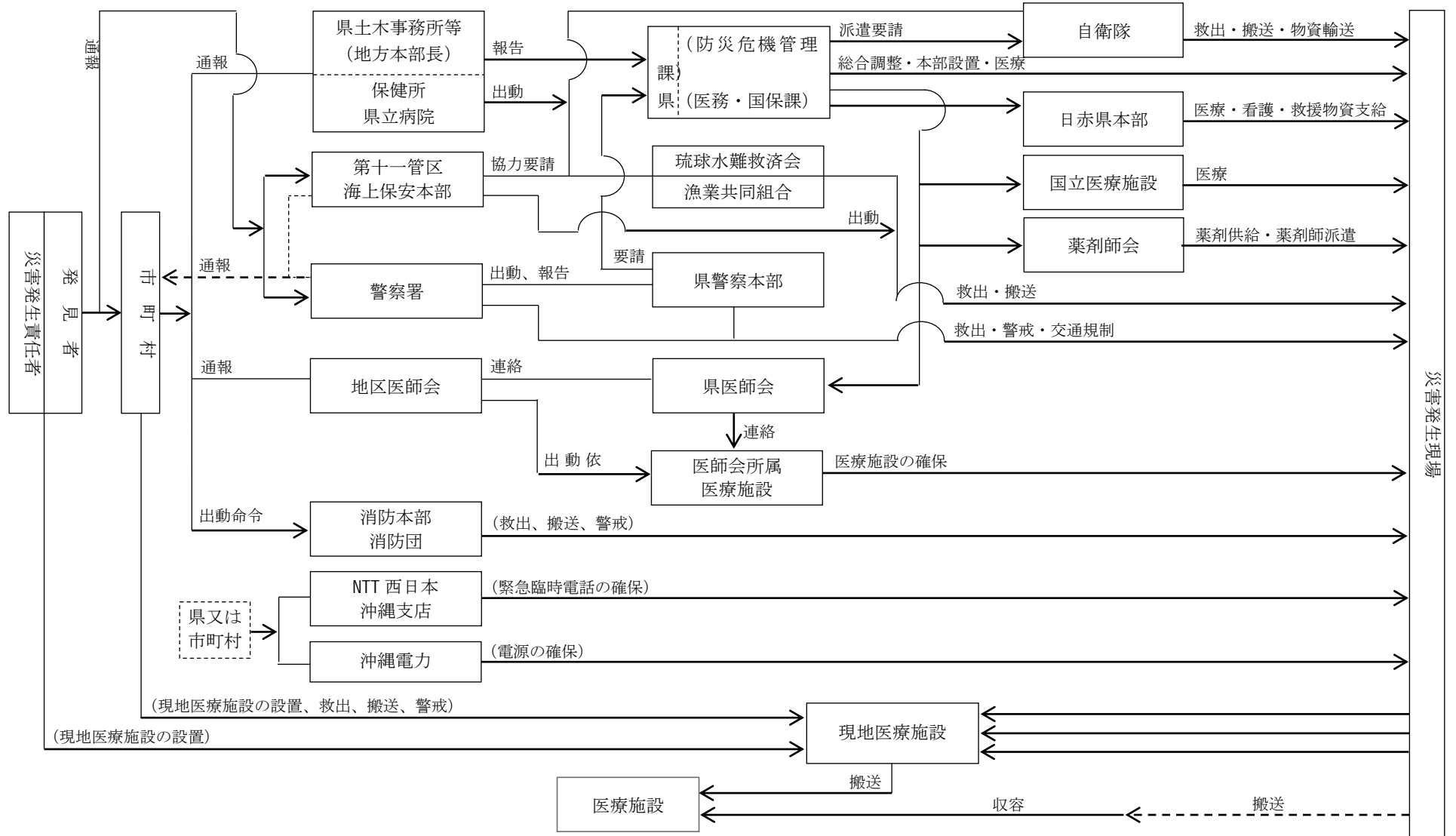
- 吹き流しの掲揚  
離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示（石灰など）するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。
- 風圧により巻き上げられるものの撤去  
風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- 散水の実施  
砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- 離発着についての広報  
ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。
- 自衛隊との調整  
物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- 関係者以外の立入禁止  
離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。
- 着陸帯の地盤  
着陸帯の地盤は堅固で平坦であること。

### 3-5 避難情報の伝達手段と伝達先

避難情報を発令する際には、下記のチェックリストにより、伝達先・伝達手段に漏れがないか確認するものとする。

伝達先	伝達手段等
住民	<input type="checkbox"/> 防災行政無線（同報系） <input type="checkbox"/> 広報車・消防車両 <input type="checkbox"/> 自主防災組織（地区・自治会）の代表者 …… 電話 <input type="checkbox"/> 宜野湾市ホームページへの掲載 <input type="checkbox"/> 緊急速報メール（NTT、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル） <input type="checkbox"/> 県内報道機関（テレビ・ラジオ等）への依頼 …… メール <input type="checkbox"/> SNS(公式 Facebook、公式 LINE 等) <input type="checkbox"/> 街頭放送
要配慮者・福祉関係機関	<input type="checkbox"/> 支援者の事前登録者 …… 電話 <input type="checkbox"/> 要配慮者の事前登録者 …… 携帯電話メール <input type="checkbox"/> 要配慮者の避難所となる施設 …… 電話
防災関係機関	<input type="checkbox"/> 消防団（分団長） …… 電話 <input type="checkbox"/> 沖縄県 …… 電話、PCメール <input type="checkbox"/> 当該地区の警察署 …… 電話、PCメール <input type="checkbox"/> 当該地区の消防 …… 電話、PCメール <input type="checkbox"/> 港湾管理者 …… 電話、PCメール <input type="checkbox"/> 沖縄気象台 …… 電話、PCメール <input type="checkbox"/> 河川管理者 …… 電話、PCメール <input type="checkbox"/> NHK沖縄放送局 …… 電話、PCメール <input type="checkbox"/> 災害情報共有システム(Lアラート)

3-6 沖縄県の通報連絡等救急医療対策系統図



3-7 中部地区医師会・災害時医療救急班連絡系統図

※DMAT病院は、沖縄県防災危機管理課より連絡

沖縄県防災危機管理課 (098)-866-2143

管内消防署  
 沖縄市消防本部 929-1190  
 宜野湾市消防本部 892-2299  
 うるま市消防本部 本部(うるま) 973-4838  
 北谷消防署 965-0831  
 与勝署 978-3283  
 平安座出張所 977-8999  
 ニライ消防本部 本部(嘉手納) 956-1115  
 北谷消防署 936-3721  
 読谷消防署 958-2119  
 中北消防本部 935-4748

管内警察署  
 沖縄警察署 932-0110  
 宜野湾警察署 898-0110  
 うるま警察署 973-0110  
 石川警察署 964-4110  
 嘉手納警察署 956-0110

沖縄県医師会 TEL(098)888-0087代 ※連絡は沖縄県医師会災害医療班図参照

役職	氏名	施設名	施設電話	緊急時ℓ(携帯)	携帯mail等
本部長					
副本部長					
本部部長					
本部部長					
本部部長					
本部部長					
本部補助員					
本部補助員					
本部補助員					
本部補助員					

災害時優先電話(携帯) ①090-8861-1855 ②090-8861-1851  
 衛星電話 ① ② ※通常回線無効時

中部地区医師会災害対策本部(事務局) TEL(098)936-8201 FAX(098)936-8207

役職	氏名	施設名	施設電話	緊急時ℓ(携帯)	携帯mail等
本部長					
副本部長					
本部部長					
本部部長					
本部部長					
本部部長					
本部部長					
本部補助員					
本部補助員					
本部補助員					
本部補助員					

衛星電話 ( ) ※通常回線無効時

※本部被災の場合(くしかわ看護専門学校) TEL:098-972-4600 FAX:098-792-4610

人工透析実施医療施設一覧

市町村	医療機関名	電話番号	同時透析数	患者数	市町村	医療機関名	電話番号	同時透析数	患者数
西原町	ハートライフ病院	895-3255			うるま市	みのり内科クリニック	965-7770		
西原町	とうま内科	946-3799			うるま市	与勝病院	978-5235		
宜野湾市	海邦病院	898-2111			うるま市	すなご内科クリニック	975-2525		
宜野湾市	西平病院	896-1116			うるま市	川根内科外科	974-3025		
宜野湾市	喜屋武内科クリニック	890-7715			うるま市	与勝あやはしクリニック	983-0055		
沖縄市	中頭病院	939-1300			読谷村	よみたんクリニック	958-5775		
沖縄市	中部徳洲会病院	932-1110			読谷村	吉堅南クリニック	921-5677		
沖縄市	安立病院	933-6200			北谷町	北上中央病院	936-5111		
沖縄市	ちばなクリニック	939-1301							
沖縄市	翔南病院	930-3020							
沖縄市	うるま内科	934-7500							
沖縄市	豊川クリニック	937-0102							
沖縄市	中部協同病院	938-8828							

人工呼吸器実施施設一覧

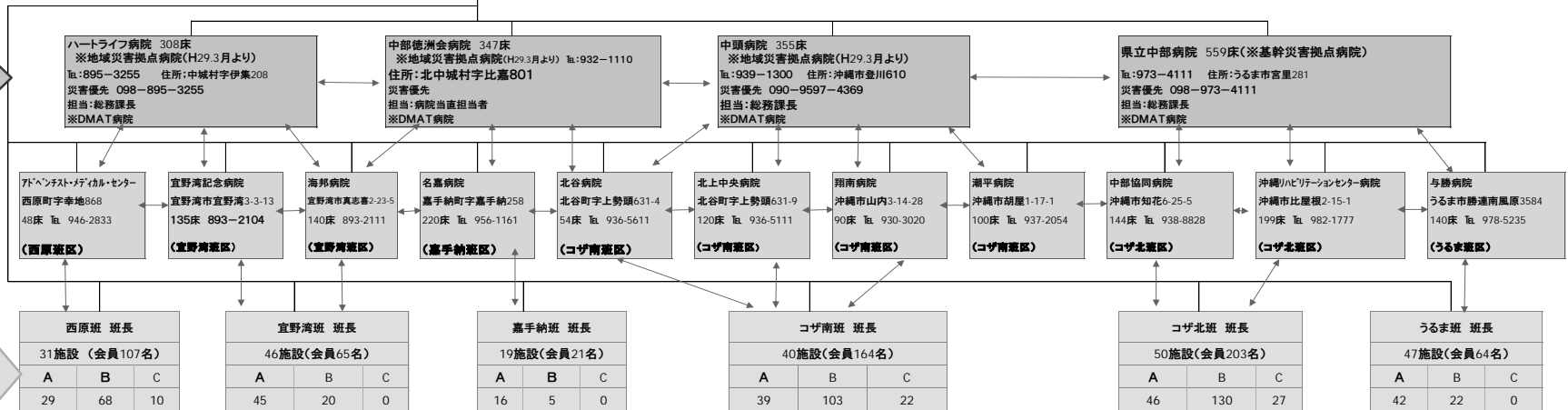
市町村	医療機関名	電話番号	同時実施可能数	患者数	市町村	医療機関名	電話番号	同時実施可能数	患者数

精神科医療施設一覧(病院)

市町村	医療機関名	病床	電話番号	緊急時ℓ(携帯)	市町村	医療機関名	病床	電話番号	緊急時ℓ(携帯)
沖縄市	新理病院	273	933-2756		うるま市	うるま記念病院	270	972-6000	
沖縄市	沖縄中央病院	239	938-3188		北中城村	北中城若松病院	108	935-2277	
うるま市	平和病院	212	973-2000		宜野湾市	玉木病院	211	892-5336	
うるま市	いずみ病院	220	972-7788						

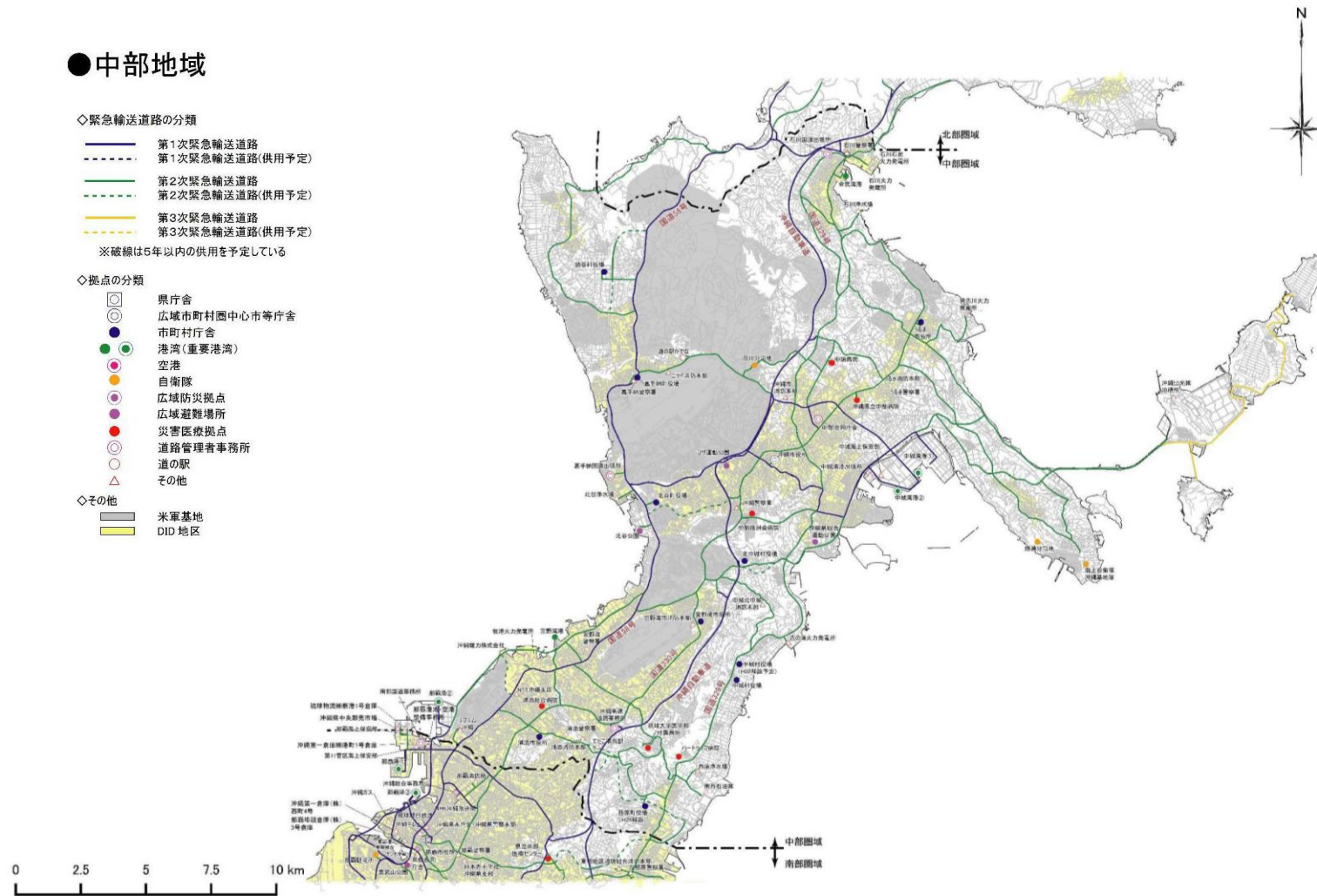
関係団体

団体名	電話番号	緊急時ℓ(携帯)	団体名	電話番号	緊急時ℓ(携帯)
中部地区薬剤師会	923-5633		中部地区歯科医師会	936-7888	



※ 災害対策本部(医師会)又は、関係団体からの連絡網。

### 3-8 緊急輸送道路ネットワーク計画図



資料：沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画 H31.2（沖縄本島：中部圏域）

### 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法施行細則

改正 令和4年1月21日規則第1号

別表第1（第2条関係）

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕の設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>(3) 避難所設置のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。            ア 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費            イ 消耗器材費            ウ 建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費            エ 光熱水費及び仮設便所等の設置費</p> <p>(4) 避難所設置のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置したときは、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。            （基本額）            避難所設置費1人1日当たり 330円以内（法第4条第2項に規定する避難所の設置にあたっては、災害が発生するおそれのある場合において必要となる費用に限る。）</p> <p>(5) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与できる。</p> <p>(6) 法第4条第1項第1号に規定する避難所を開設できる期間は、災害発生日から7日以内とする。ただし、内閣総理大臣と協議して当該期間を定める場合には、この限りでない。</p> <p>(7) 法第4条第2項に規定する避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から次に掲げる日までの期間とする。            ア 災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日            イ 災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じたため法第2条第2項の規定による救助を終了する旨を公示し、及び同条第1項の規定による救助を行う旨を公示した日</p>
応急仮設住宅の供与	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>(1) 建設型応急住宅            ア 建設型応急住宅の設置にあたっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用できる。            イ 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	<p>世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。</p> <p>ウ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。</p> <p>オ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>カ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。</p> <p>キ 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>(2) 賃貸型応急住宅</p> <p>ア 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>イ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。</p> <p>ウ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、(1)カと同様の期間とする。</p>
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,160円以内とする。</p> <p>エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>(2) 飲料水の供給</p> <p>ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 飲料水の供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水を供給できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷により使用することができ</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間																																																
	<p>ず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>ア 被服、寝具及び身の回りの品 イ 炊事用具及び食器 ウ 日用品 エ 光熱材料</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。</p> <p>なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>ア 住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="432 728 1358 1010"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>世帯区分 期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>4月から9月まで</td> <td>円 18,800</td> <td>円 24,200</td> <td>円 35,800</td> <td>円 42,800</td> <td>円 54,200</td> <td>円 7,900</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10月から翌年3月まで</td> <td>円 31,200</td> <td>円 40,400</td> <td>円 56,200</td> <td>円 65,700</td> <td>円 82,700</td> <td>円 11,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="432 1084 1358 1366"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>世帯区分 期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>4月から9月まで</td> <td>円 6,100</td> <td>円 8,300</td> <td>円 12,400</td> <td>円 15,100</td> <td>円 19,000</td> <td>円 2,600</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10月から翌年3月まで</td> <td>円 10,000</td> <td>円 13,000</td> <td>円 18,400</td> <td>円 21,900</td> <td>円 27,600</td> <td>円 3,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>	季別	世帯区分 期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	4月から9月まで	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900	冬季	10月から翌年3月まで	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	円 11,400	季別	世帯区分 期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	4月から9月まで	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	円 2,600	冬季	10月から翌年3月まで	円 10,000	円 13,000	円 18,400	円 21,900	円 27,600	円 3,600
季別	世帯区分 期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																										
夏季	4月から9月まで	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	円 7,900																																										
冬季	10月から翌年3月まで	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	円 11,400																																										
季別	世帯区分 期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																										
夏季	4月から9月まで	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	円 2,600																																										
冬季	10月から翌年3月まで	円 10,000	円 13,000	円 18,400	円 21,900	円 27,600	円 3,600																																										
医療及び助産	<p>(1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものとする。</p> <p>(2) 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。</p> <p>(3) 医療は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 診療 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護</p>																																																



救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	<p>(4) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。</p> <p>(5) 医療を行うことができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>(6) 助産は、災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものとする。</p> <p>(7) 助産は、次の範囲内において行う。  ア 分べんの介助  イ 分べん前及び分べん後の処置  ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>(8) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額とする。</p> <p>(9) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
被災者の救出	<p>(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
被災した住宅の応急修理	<p>(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。  ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円  イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円</p> <p>(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあたっては、6月以内）に完了しなければならない。</p>
生業に必要な資金の貸与	<p>(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>(3) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額の範囲内とする。  ア 生業費 1件当たり 30,000円  イ 就職支度費 1件当たり 15,000円</p> <p>(4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。  ア 貸与期間 2年以内  イ 利子 無利子</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	<p>(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。</p> <p>(6) 生業に必要な資金の貸与については、生活福祉資金貸付制度による資金の活用を図るものとする。</p>
学用品の給与	<p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物により行う。</p> <p>ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 教科書代 （ア）小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 （イ）高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>イ 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,500円 中学校生徒 1人当たり 4,800円 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円</p> <p>(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>
死体の搜索	<p>(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
死体の処理	<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案</p> <p>(3) 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり 3,500円以</p>

救助の種類	救助の程度、方法及び期間
	<p>内とする。</p> <p>イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるとき、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ウ 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p> <p>(5) 死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>
埋葬	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 棺（附属品を含む。）</p> <p>イ 埋葬又は火葬の費用（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ウ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人（12歳以上）215,200円 小人（12歳未満）172,000円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p>
障害物の除去	<p>(1) 障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費等とし、1世帯当たり137,900円以内とする。</p> <p>(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
救助のための輸送及び賃金職員等雇上費	<p>(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <p>ア 被災者（法第4条第2項の救助にあたっては、避難者）の避難</p> <p>イ 医療及び助産</p> <p>ウ 被災者の救出</p> <p>エ 飲料水の供給</p> <p>オ 死体の搜索</p> <p>カ 死体の処理</p> <p>キ 救済用物資の整理配分</p> <p>(2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。</p>

別表第2（第10条関係）

法第7条第5項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の方法及び額
政令第4条第1号から第4号までに掲げる者	<p>(1) 日当</p> <p>ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 23,100円以内</p> <p>イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 16,500円以内</p> <p>ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 14,600円以内</p> <p>エ 救急救命士 1人1日当たり 14,200円以内</p> <p>オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,700円以内</p> <p>カ 大工 1人1日当たり 25,500円以内</p> <p>キ 左官 1人1日当たり 26,000円以内</p> <p>ク とび職 1人1日当たり 28,500円以内</p> <p>(2) 時間外勤務手当 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。</p> <p>(3) 旅費 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）において定める額以内とする。</p>
政令第4条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

### 3-10 被災者生活再建支援制度について

#### 被災者生活再建支援制度について

#### 1 制度の概要

この制度は、被災者生活再建支援法に基づき自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

#### 2 対象災害

自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象)により生ずる被害で、次のいずれかに該当した場合に対象となる(施行令第1条第1号～第3号)。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満限定)
- ⑤ ①～③区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満限定)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
  - ・5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
  - ・2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

#### 3 対象世帯

- ① 全壊世帯：住宅が全壊した世帯
- ② 解体世帯：住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯(半壊解体世帯・敷地被害解体世帯)
- ③ 長期避難世帯：災害による危険継続で住宅に居住不能な状態が長期間継続中の世帯
- ④ 大規模半壊世帯：住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯
- ⑤ 中規模半壊世帯：住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

#### 4 支給額

支援金の対象となる経費は、(A)基礎支援金と(B)加算支援金に区分され、定額支給される。

区分	損害割合	支援金の支給額			合計
		(A) 基礎支給金	(B) 加算支援金		
			再建手段	支給額	
①全壊 ②解体 ③長期避難	50%以上	100万円	a 建設・購入	200万円	300万円
			b 補修	100万円	200万円
			c 賃借	50万円	150万円
④大規模半壊	40%台	50万円	a 建設・購入	200万円	250万円
			b 補修	100万円	150万円
			c 賃借	50万円	100万円

⑤中規模半壊	30%台	—	a 建設・購入	100万円	100万円
			b 補修	50万円	50万円
			c 賃借	25万円	25万円

※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合、加算支援金（複数世帯の事例）の支給額は合計で200（補修の場合は100）万円

## 5 事務取扱等

### (1) 申請関係

- ① 申請窓口：市町村
- ② 添付書類： (A)基礎支援金 災害証明書、住民票 等  
(B)加算支援金 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- ③ 申請期間： (A)基礎支援金 災害発生日から13月以内  
(B)加算支援金 災害発生日から37月以内

### (2) 法人の概要

国が(公財)都道府県センターを被災者生活再建支援法人として指定。都道府県より支給事務の委託を受け、支援金の支給及び却下の決定、支援金の支給等の業務を行う。

### (3) 被災者生活再建支援基金の原資

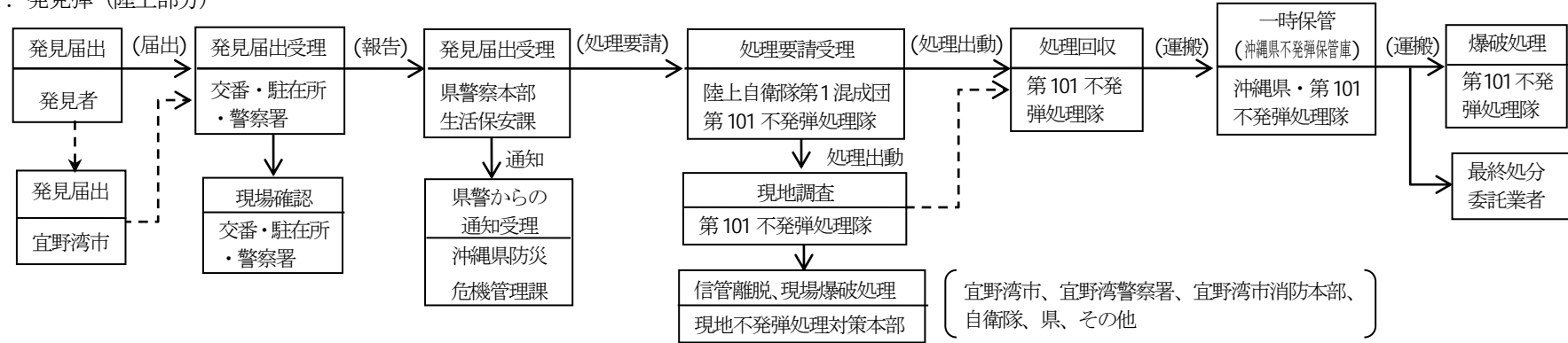
全都道府県から法人に対して総額1,880億円の基金を拠出(本県拠出額：22億8,770万3千円)。負担割合(国：地方＝1：1。ただし東日本大震災分は国：地方＝8：2)

## 6 その他

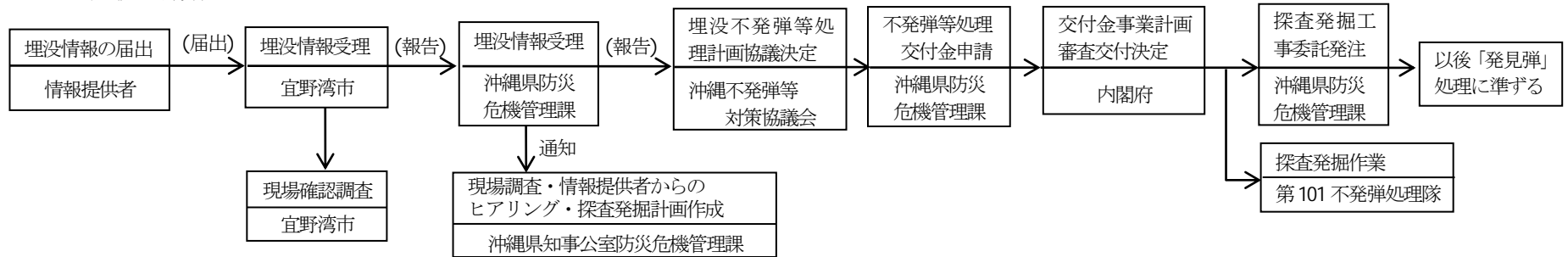
- (1) 配偶者やその他親族から危害を加えられる恐れがある等の事情により、別居されている方の住居が被災された場合、加害者である配偶者やその他親族と住民票上は同一世帯であっても、別に生活していることが明らかであれば、住民票上の世帯主に限ることなく申請は可能となります。

### 3-1-1 不発弾処理業務の流れ

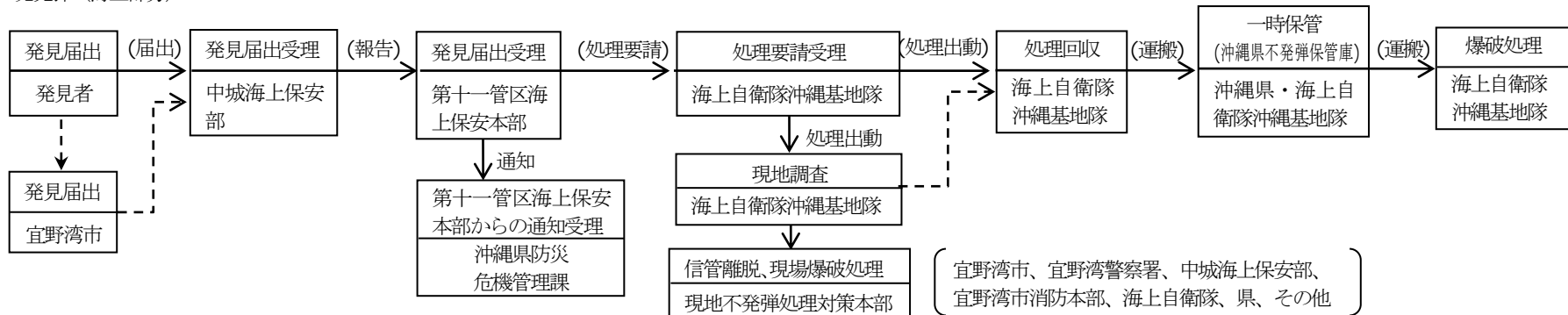
#### 1. 発見弾（陸上部分）



#### 2. 埋没弾（陸上部分）



#### 3. 発見弾（海上部分）



## 4 条例

---

### 4-1 宜野湾市防災会議条例

昭和 53 年 10 月 13 日

条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、宜野湾市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宜野湾市地域防災計画を作成し、及びその実務を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員で組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者について市長が任命又は委嘱する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 沖縄県の知事の部内の職員
  - (3) 沖縄県警察の警察官
  - (4) 市の職員
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
  - (9) その他市長が必要と認める者
- 6 前項第 7 号、第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)



第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第23号）

## 4-2 宜野湾市防災会議委員名簿

令和4年1月1日現在

	所 属	職 名	委員種別
1	宜野湾市	市長	会 長
2	宜野湾市	副市長	第4号
3	宜野湾市	理事兼企画部長	第4号
4	宜野湾市	総務部長	第4号
5	宜野湾市	市民経済部長	第4号
6	宜野湾市	福祉推進部長	第4号
7	宜野湾市	健康推進部長	第4号
8	宜野湾市	建設部長	第4号
9	宜野湾市	基地政策部長	第4号
10	宜野湾市	上下水道局長	第9号
11	宜野湾市	教育長	第5号
12	宜野湾市	教育部長	第4号
13	宜野湾市	指導部長	第4号
14	宜野湾市	消防長	第6号
15	宜野湾市	議会事務局長	第4号
16	陸上自衛隊第15旅団	第五十一普通科連隊第三中隊長	第1号
17	那覇海上保安部	警備救難課長	第1号
18	沖縄気象台	業務課長	第1号
19	沖縄県中部土木事務所	所長	第2号
20	沖縄県中部農林土木事務所	所長	第2号
21	沖縄県中部保健所	所長	第2号
22	宜野湾警察署	署長	第3号
23	沖縄電力(株) 浦添支店	支店長	第7号
24	NTT 西日本(株) 沖縄支店	設備部長	第7号
25	日本郵便株式会社宜野湾郵便局	局長	第7号
26	宜野湾市赤十字奉仕団	委員長	第9号
27	宜野湾市自主防災組織	代表	第8号
28	宜野湾市消防団	副団長	第9号
29	宜野湾市民生委員児童委員連絡協議会	会長	第9号
30	中部地区医師会	宜野湾班長	第9号
31	宜野湾市自治会長会	会長	第9号
32	宜野湾市女性団体連絡協議会	会長	第9号
33	宜野湾市社会福祉協議会	事務局長	第9号

注) 委員種別は宜野湾市防災会議条例第3条第5項を参照

### 4-3 宜野湾市防災会議運営要綱

昭和 53 年 11 月 8 日

訓令第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、宜野湾市防災会議条例（昭和 53 年宜野湾市条例第 25 号）第 5 条の規定に基づき、宜野湾市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事、その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務等)

第 2 条 会長は、必要があると認めるときは、防災会議を招集し、防災会議の議長となる。

2 会長に事故あるときは、副市長にある委員がその職務を代理する。

3 会長は、緊急を要し会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は軽易なものについて専決処分をすることができる。

4 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(会議)

第 3 条 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 防災会議を招集する場合は、委員に対し招集の日時、場所、会期及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

4 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

5 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届けなければならない。

(公表の方法)

第 4 条 地域防災計画の公表、その他公表を要するものについては、宜野湾市公告式条例（昭和 47 年宜野湾市条例第 2 号）の例による。

(報酬)

第 5 条 委員の報酬の額は、宜野湾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 47 年宜野湾市条例第 52 号）に準じ支給する。ただし、本市の職員には支給しない。

(庶務)

第 6 条 防災会議の庶務は、防災担当部署において行う。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、防災会議に諮って会長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 11 月 17 日訓令第 22 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日訓令第 11 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 4-4 宜野湾市災害対策本部条例

昭和 53 年 10 月 13 日

条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、宜野湾市災害対策本部（以下「対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 対策本部長は、対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 対策副本部長は、対策本部長を助け、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 対策本部員は、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 対策本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき対策本部員は、対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、対策本部長の指名する対策本部員がこれに充たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し、必要な事項は、対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 5 基準

### 5-1 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 31 日)

#### 【使用に当たっての留意事項】

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回当たりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音をたてることもある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が、倒れることもある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## (2) 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上げ壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタルなどが剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## (3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(4) 地盤・斜面などの状況

震度階級	地盤の状況	斜面などの状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊などが発生した場合、地形などによっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラなどへの影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
電話など通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネットなどによる安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話などがつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間が掛かることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(6) 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

出典：上記(1)～(6)は、気象庁震度階級関連解説表による。



## 5-2 特別警報・警報・注意報発表基準

### (1) 特別警報発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

### (2) 警報・注意報発表基準

令和2年8月6日現在  
発表官署 沖縄気象台

宜野湾市	府県予報区		沖縄本島地方		
	一次細分区域		本島中南部		
	市町村等をまとめた地域		中部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	25	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	190	
	洪水		流域雨量指数基準	普天間川流域=9.8 牧港川流域=11.2 宇地泊川流域=7.8	
			複合基準 <sup>*1</sup>	-	
	暴風		平均風速	陸上	25m/s
				東シナ海側	25m/s
	暴風雪		平均風速		
	大雪		降雪の深さ		
	波浪		有義波高	6.0m	
	高潮		潮位	2.0m	
注意報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	133	
	洪水		流域雨量指数基準	普天間川流域=7.8 牧港川流域=8.9 宇地泊川流域=6.2	
			複合基準 <sup>*1</sup>	-	
	暴風		平均風速	陸上	15m/s
				東シナ海側	15m/s
	暴風雪		平均風速		
	大雪		降雪の深さ		
	波浪		有義波高	2.5m	
	高潮		潮位	1.3m	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪				
	濃霧		視程	陸上	100m
				東シナ海側	500m
	乾燥		最小湿度 50%で実効湿度 60%		
なだれ					
低温		最低気温 5℃以下			
霜		最低気温 5℃以下			
着氷・着雪					
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm		

<sup>\*1</sup> (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

## 6 応援協定

### 6-1 各団体との災害時等における協力協定

締結日	締結件名	締結先	内容
平成 10 年 5 月 14 日	災害支援協力に関する覚書	宜野湾郵便局ほか市内 9 局 ※民営化に伴い 締結先等一部変更。	施設及び用地の避難・物資集積場所 の提供、その他支援協力できる事項
平成 10 年 5 月 14 日	災害支援協力に関する覚書	郵便事業株式会社宜野 湾支店 ※民営化に伴 い締結先等一部変更。	被災住民の避難先及び被災状況等の 情報提供、臨時郵便差出箱の設置。
平成 15 年 1 月 7 日	緊急情報放送に関する協定書 【締結担 当課：秘書広報課】	(株)エフエム二十一	災害が発生し、又は発生する恐れが ある場合に、FM 放送を通じて被害の 軽減を図る。
平成 18 年 11 月 22 日	放射性同位元素取扱 事業所との消防活動 に関する覚書 【締 結担当課：消防本部】	(株)沖縄環境分析センタ ー	宜野湾市消防本部の管轄内の放射性 同位元素取扱事業所で災害等が発生 した場合について、通報連絡し、災 害を軽減するに必要な事項を定めて いる。
平成 19 年 11 月 14 日	大規模事件・事故発 生時における施設使 用について	宜野湾警察署長	大規模な事件・事故（自然災害を含 む）が発生した場合において宜野湾 市防災計画第 3 章第 1 4 節に係る死 体の一時収容施設として使用。（1 9 区、普天間 3 区、喜友名、宜野湾自 治会。宜野湾市民会館、宜野湾市立 体育館。）
平成 20 年 2 月 7 日	災害時における物資 の供給に関する協定 書	(株)サンエー・(株)野嵩商 会（ユニオン）	災害等により社会生活や人命に受け る被害が発生した場合において、被 災者に速やかに物資の供給を行う。
平成 20 年 11 月 4 日	災害時における飲料 供給に関する協定書	サントリーフーズ沖縄 (株)	災害等により社会生活や人命に受け る被害が発生した場合において、被 災者に速やかに飲料の供給を行う。
平成 20 年 11 月 25 日	災害時における応急 対策等の災害支援に 関する協定書	浦添宜野湾電気工事業 協同組合	災害等により公共施設及び災害活動 を実施する場所において、電気機器の 設置又は維持等が必要とされる事態 が発生した場合に、資機材の提供及び 技術者の派遣等の災害支援を行う。
平成 23 年 9 月 30 日	災害時における飲料 供給に関する協定書	沖縄ココ・コーラボト リング(株)	災害等により社会生活や人命に受け る被害が発生した場合において、被 災者に速やかに飲料の供給を行う。
平成 24 年 11 月 5 日	災害準備及び災害対応 のための在日米軍の施 設及び区域への限定さ れた立入りについての 現地実施協定	米海兵隊太平洋基地司 令官	災害準備及び災害対応のための在日 米軍の施設及び区域内への限定され た立入りが可能となる。
平成 24 年 12 月 21 日	災害発生時における 宜野湾市と宜野湾市	宜野湾郵便局長	災害発生時における緊急車両等の提 供や避難者リスト情報の相互提供、

締結日	締結件名	締結先	内容
	内郵便局の協力に関する協定		避難所における臨時郵便差出箱の設置等。
平成 25 年 2 月 19 日	宜野湾市と宜野湾市商工会との災害時応急対策支援活動に関する協定	宜野湾市商工会長	災害時における人員の協力や必要物資の調達など応急対策支援活動を行う。
平成 25 年 2 月 28 日	災害用特設電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話(株)沖縄支店長	災害発生時に避難所において被災者、避難者及び帰宅困難者の通信の確保を行う。
平成 25 年 6 月 26 日	現地実施協定に基づく普天間飛行場に係る標準運用手順	米国海兵隊普天間飛行場司令官	平成 24 年 11 月 5 日に締結された現地実施協定に基づき、津波警報、大津波警報が発令された場合において、普天間飛行場内への避難が可能となる。
平成 26 年 3 月 10 日	現地実施協定に基づくキャンプフォスターに係る標準運用手順	米国海兵隊キャンプフォスターレスター司令官	平成 24 年 11 月 5 日に締結された現地実施協定に基づき、津波警報、大津波警報が発令された場合において、キャンプフォスター内への避難が可能となる。
平成 26 年 11 月 25 日	災害時の情報交換及び応援に関する協定	内閣府沖縄総合事務局長	災害時において相互の各種情報交換、情報連絡員の派遣や応援の要請を行うことができる。
平成 27 年 3 月 2 日	災害時における LP ガスの供給に関する協定	一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会 LP ガス部会	地震、風水害等大規模な災害が発生した場合に、被災した市民等に対して、LP ガスの円滑な供給を図り、市民生活の安定に寄与することを目的とする。
平成 27 年 10 月 19 日	災害時の放送等伝達に関する協定	(株)FM ぎのわん	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、FM 放送を利用して、市民へ災害情報を伝達し被害の軽減を図る。
平成 28 年 9 月 27 日	災害時の放送等伝達に関する協定	デルタ電気工業(株)、ぎのわんシティ FM	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、FM 放送を利用して、市民へ災害情報を伝達し被害の軽減を図る。
平成 28 年 11 月 27 日	災害における施設利用及び外国人避難支援に関する協定	(公財) 沖縄国際交流人材育成財団	災害時の外国人に対する多言語化のサポートを行う。
平成 29 年 9 月 1 日	宜野湾市・浦添市災害時相互応援協定	浦添市	災害時において救援や避難者の受け入れに関するなど相互に応援し協力する。
令和元年 8 月 29 日	5 市町村災害時相互応援協定	北谷町、北中城村、中城村、西原町	人（職員、ボランティア）、モノ（食糧、生活必需品、車両）、場所（避難所など）を融通し合い、応急対策及び復旧活動が円滑に遂行を目的。

締結日	締結件名	締結先	内容
令和元年 11月21日	災害時における物資の供給に関する協定書	イオン琉球(株)	地震や津波など大規模災害発生時に一時避難場所の提供、食糧や生活必需品の供給を行う。
令和3年 1月26日	現地実施協定に基づく普天間飛行場に係る標準運用手順	米国海兵隊普天間飛行場司令官	平成29年9月1日に締結された現地実施協定に基づき、津波警報、大津波警報が発令された場合において、普天間飛行場内への避難が可能となる。
令和3年 6月2日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(株)ふれあい介護センター	大規模災害時に、福祉避難所の開設及び要配慮者の受け入れ等を行う。 ・介護複合施設 ふれあい愛知の丘 ・介護総合施設 ケアビレッジふれあい我如古
令和3年 11月24日	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	特別養護老人ホーム 福寿園	大規模災害時に、福祉避難所の開設及び要配慮者の受け入れ等を行う。

## 7 様式

---

### 7-1 配備報告書

様式第1号(第8条)

第 号  
令和 年 月 日

災害対策本部長 殿

対策部長

印

### 配 備 報 告 書

災害対策本部運営要綱第8条の規定に基づき、次のとおり配備要員を指名したので報告します。

連絡員

電話(外線、内線)

班 名	氏 名		第 二 配 備 要 員	
	課 名	氏 名	課 名	氏 名

7-2 災害対策配備要員指名名簿

自宅電話	
携帯電話	
住 所	
備 考	

自宅電話	
携帯電話	
住 所	
備 考	

課長等	課長氏名		係長氏名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	住 所		住 所	
	備 考		備 考	

第一配備要員	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	住 所		住 所	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
住 所		住 所		
備 考		備 考		

第二配備要員	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	住 所		住 所	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
住 所		住 所		
備 考		備 考		

第三配備要員（全職員）	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	住 所		住 所	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
住 所		住 所		
備 考		備 考		

7-3 災害対策配備要員名簿

年 月 日

災害対策配備要員名簿

総務対策部長 殿

部長

みだしのことについて、下記のとおり配備したので報告します。

	職名	氏名	配備時間	備考
1			時 分～ 時 分	
2			時 分～ 時 分	
3			時 分～ 時 分	
4			時 分～ 時 分	
5			時 分～ 時 分	
6			時 分～ 時 分	
7			時 分～ 時 分	
8			時 分～ 時 分	
9			時 分～ 時 分	
10			時 分～ 時 分	

※ 記入については、災害警戒本部及び災害対策本部に配備されているもの、又は主管部局等から出勤命令があり、かつ災害対策要員として従事したものに限る。(通常業務の延長としての業務対策は含まない。)

## 7-4 災害概況調査票

災害概況調査票（参集後に各自で記入すること）

班 整理番号

●報告者氏名						
●災害対策部班名			部	班		
●参集報告						
参集日時		年	月	日	時	分
●見聞情報（参集時に見聞した情報）						
・ 自宅付近の状況（あなたの自宅の住所等も記入すること）						
・ 道路の状況						
・ 建物被害の状況						
・ 救助者の有無						
・ 火災の発生状況						
・ その他気付いたこと						
火災や人命に関わる場合は、直接消防本部及び総務対策部総務1班に連絡する						
●地図・略図						



## 7-5 被害状況判定基準

被害区分		説明
一 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
二 住家被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延面積の小さい附属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）は、同一棟をみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱う。
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊(半鐘)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	

- (注) 1. 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建家又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
2. 損壊とは、住家が被災により損壊、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
3. 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

被害区分		説明
三 非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分には属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、市役所庁舎、公民館、公立保育所などの公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫などの建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
四 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利などの堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱う。
五 その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法（昭和23年法律205号）第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河などの上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	がけ崩れ	山及びがけ崩れのうち、人家、道路などに影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車などの運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

被害区分		説明
市の 被害	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設、公立土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設などの公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物などの被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木などの被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎などの被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船などの被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具などとする。	

7-6 災害即報様式

■災害即報様式第1号

【 災 害 概 況 即 報 】

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所		発生日時	月 日 時 分						
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
被害集中地域...										
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部の 設置状況		(都道府県)			(市町村)				

■災害即報様式第2号【被害状況即報】

都道府県		区 分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部等の 設置状況	都道府県
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報 ( 月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円		災害対策本部等の 設置状況		
	報告者名			冠水	ha		農林水産施設	千円			
区 分		被 害		畑	流失・埋没	ha	公共土木施設	千円		適用市町村名 災害救助法	計
	人的被害	死者	人		冠水	ha	その他の公共施設	千円			
人的被害		行方不明者	人	文教施設	箇所	小	計	千円		適用市町村名 災害救助法	計
	危険者	重症	人		病院	箇所	公共施設被害市町村	団体			
人的被害	軽傷	人	道路	箇所	農産被害	千円		適用市町村名 災害救助法	計	有・無	
	危険者	軽傷	人	橋りょう		箇所	林物被害				千円
住家被害	全 壊	棟	その他	河 川	箇所	畜産被害	千円		適用市町村名 災害救助法	計	団体
		世帯		港 湾	箇所	水産被害	千円				
住家被害	半 壊	棟	その他	砂 防	箇所	商工被害	千円		適用市町村名 災害救助法	計	団体
		世帯		清掃施設	箇所	その他	千円				
住家被害	一部破損	棟	その他	がけ崩れ	箇所	被害総額	千円		適用市町村名 災害救助法	計	団体
		世帯		鉄道不通	箇所	災害発生場所					
住家被害	床上浸水	棟	その他	被害船舶	隻	災害発生年月日			適用市町村名 災害救助法	計	団体
		世帯		水道	戸		災害の種類概況				
住家被害	床上浸水	人	その他	電 話	回線	災害の種類概況			適用市町村名 災害救助法	計	団体
		世帯		電 気	戸		応急対策の状況				
住家被害	床上浸水	棟	その他	ガ ス	戸	応急対策の状況			適用市町村名 災害救助法	計	団体
		世帯		ブロック塀等	箇所		・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況				
住家被害	床上浸水	人	その他	り災世帯数	世帯	応急対策の状況			適用市町村名 災害救助法	計	団体
		世帯		り災者数	人		・避難の勧告・指示の状況				
非住家	公共建物	棟	火災発生	建 物	件	応急対策の状況			適用市町村名 災害救助法	計	団体
		世帯		危険物	件		・避難所の設置状況				
非住家	その他	棟	火災発生	その他	件	応急対策の状況			適用市町村名 災害救助法	計	団体
		人		り災世帯数	世帯		・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況				
注：被災額は省略することができるものとする。											

7-7 災害報告様式

災害報告様式第1号

災害確定報告

市町村名		区分		被害	
災害名 確定年月日	災害名		田	流失・埋没	ha
	月 日 時確定			冠 水	ha
報告者名				畑	流失・埋没
	冠 水	ha			
区分	被害	文教施設	箇所		
			病院	箇所	
人的被害	死者	人	道 路	箇所	
			橋 り よ う	箇所	
重傷	人	河 川	箇 所		
			港 湾	箇所	
軽傷	人	砂 防	箇 所		
			清 掃 施 設	箇所	
全 壊	棟	世帯	崖 く ず れ	箇所	
			鉄 道 不 通	箇所	
半 壊	棟	世帯	被 害 船 舶	隻	
			水 道	戸	
一部破損	棟	世帯	電 話	回線	
			電 気	戸	
床上浸水	棟	世帯	ガ ス	戸	
			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
床下浸水	棟	世帯	り 災 世 帯 数	世帯	
			り 災 者 数	人	
非住家	公共建物	棟	建 物	件	
			そ の 他	件	

区分		被害	
公立文教施設	千円		
農林水産業施設	千円		
公共土木施設	千円		
その他の公共施設	千円		
小 計	千円		
小	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
中	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
大	商工被害	千円	
	そ の 他	千円	
被害総額	千円		

災害対策本部設置・措置状況	1. 設置 令和 年 月 日
	2. 廃止 令和 年 月 日
	3. 避難状況
	4. 応援要請の概要
	5. 応急措置の概要
	6. 救助活動の概要
	7. その他の措置
災害救助法の適用 有・無	
消防職員出動延人数	人
消防団員出動延人数	人

備 考	災害発生場所
	災害発生年月日
	災害の種類概況
	消防機関の活動状況

注1) 被害額は省略できるものとする。

注2) 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

公立文教施設被害

沖縄県宜野湾市

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	

注)「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

農 林 水 産 業 施 設 被 害

沖縄県宜野湾市

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	

注1) この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象になる施設について記入する。

2) 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。



公立土木施設被害

沖縄県宜野湾市

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	

注1) この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。

2) 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。

3) 「災害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、海岸名、橋梁名、砂防設備等を記入する。

その他の公共施設被害

沖縄県宜野湾市

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	

農 産 被 害

1. 農作物等被害

沖縄県宜野湾市

農作物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単価	被害金額	備考
	h a	h a	t	円	千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注) 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

林 産 被 害

1. 林産物等被害

沖縄県宜野湾市

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考

2. 施設被害

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

注1)「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。

2)「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

畜 産 被 害

1. 家畜等及び蚕繭被害

沖縄県宜野湾市

家畜等及び蚕繭被害	被害数量	単価	被害金額	備考
			千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注) 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば畜舎等を記入する。

水 産 被 害

沖縄県宜野湾市

1. 船舶被害

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注1) 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。

2) 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

商 工 被 害

沖縄県宜野湾市

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注)「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

# 災 害 年 報

災害報告様式第2号

市町村名 (宜野湾市)

区分		災害名							計
		発生年月日							
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	重傷	人							
		人							
財産	全壊	棟							
		世帯							
	半壊	棟							
		世帯							
	一部破損	棟							
		世帯							
	床上浸水	棟							
		世帯							
	床下浸水	棟							
		世帯							
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
水害	田	流失、埋没	ha						
		その他	ha						
	畑	流水、埋没	ha						
		冠水	ha						
	文教施設	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖崩れ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	水道	戸							
	電話	回線							
	電気	戸							
	ガス	戸							
ブロック塀等	箇所								
建物	件								
危険物	件								
その他	件								
り	災害世帯数	世帯							
り	災害者数	人							
公共文教施設	千円								
農林水産業施設	千円								
公共土木施設	千円								
その他の公共施設	千円								
水害	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他	千円								
被害総額	千円								
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分			
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分			
災害救助法適用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
消防職員出動延人数	人								
消防団員出動延人数	人								



## 7-8 災害即報記入要領

### ■災害即報様式第1号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流などの概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、がけ崩れなどの概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰などの概況
	その他これらに類する災害の概況		
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害にたいして、市（消防機関を含む。）及び県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数などについて記入すること。		

### ■災害即報様式第2号の記入要領

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告する。	
避難の状況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告する。	
応援要請	応援を要請した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告する。	
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告する。	
救助活動の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告する。	
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波などの種別、災害の経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導などの活動状況

7-9 災害調査票

災害調査票

(調査行政区名： )

災害名		
災害発生日		
調査員	調査年月日	
	課名	
	氏名	

注意事項

- 1 本調査は本部長からの指示後、3日以内に完了、報告を目指すものとする。
- 2 各欄に掲げる項目で該当するものは○で囲む。但し、浸水の場合は浸水程度を記入。
- 3 備考欄に具体的な被害状況を記入。

所在地 世帯主氏名 及び店舗・ 事務所名	建物の 用途	主たる 被害の 原因	被害区分				その他	人的 被害	備考
			住家		非住家				
			浸水	損壊	公共 建物	その 他			
	住宅・店 舗・事務 所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
			床下	一部	一部	一部			
	住宅・店 舗・事務 所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
			床下	一部	一部	一部			
	住宅・店 舗・事務 所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
			床下	一部	一部	一部			
	住宅・店 舗・事務 所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
			床下	一部	一部	一部			
	住宅・店 舗・事務 所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
			床下	一部	一部	一部			
	住宅・店 舗・事務 所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
			床下	一部	一部	一部			
	住宅・店 舗・事務 所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
			床下	一部	一部	一部			
	住宅・店 舗・事務 所・工場・ その他	浸水・土砂・ 風災・火災・ 震災・その他	床上 ( cm)	全壊 半壊	全壊 半壊	全壊 半壊	電気・水道・ ガス・電話・ 地すべり等		
			床下	一部	一部	一部			

7-10 避難情報発令情報（市町村用）

別紙様式 1

避難情報発令情報（市町村用）【地震・津波災害】

市・町・村

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別（番号を○印で囲む）

① 自主避難（根拠：地域防災計画等）

「避難指示」より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

② 避難指示（根拠：災害対策基本法第 60 条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

③ 警戒区域の設定（根拠：災害対策基本法第 60 条）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。なお、災害対策基本法第 116 条により従わなかった者には罰則が規定されている。

2 発令日時 月 日 時 分

3 対象地域等

	対象地域（字・区）	世帯数、人数	（フリガナ） 避難所	避難理由※1 （①～⑦）
①		世帯 人		
②		世帯 人		
③		世帯 人		
④		世帯 人		
⑤		世帯 人		

※1 避難理由（該当理由が複数ある場合は、該当の数字分記入すること）

- ①地震による土砂災害の危険があるため      ②地震による家屋崩壊の危険があるため  
 ③地震による津波発生のおそれがあるため      ④地震による津波警報が発表されたため  
 ⑤その他（ ）

発信者の課・職・氏名

電話（公衆回線）

FAX（公衆回線）

電話（防災無線）

FAX（防災無線）

※2 防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線



7-11 避難者カード

整理番号 ( )

避難者カード

収容避難所		担当職員	
-------	--	------	--

住所					
氏名	続柄	性別	年齢	入所日	備考

●離散家族

氏名	続柄	性別	年齢	入所日	備考

※ 世帯ごとに作成すること。



### 7-13 自衛隊災害派遣要請依頼書

#### 災害派遣要請書

	第	号
	年	日
沖繩県知事	様	
	宜野湾市長	印
自衛隊の災害派遣要請について（要求）		
みだしのことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり要求します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
(1) 災害の状況		
(2) 派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
年 月 日 ( 時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
(1) 活動希望区域		
(2) 活動内容		
4 その他参考となるべき事項		

災害派遣撤収要請書

第 号  
年 月 日

沖縄県知事 様

宜野湾市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について

年 月 日付け 号により要求した自衛隊の災害派遣要請に  
ついて、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収要請日時  
年 月 日 時 分
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考となるべき事項





7-15 生活必需品等の供給状況

生活必需品等の供給状況

作成者					整理番号			
住家被害区分	世帯主氏名及び住所	世帯構成人員	供給月日	供給物資				供給額計
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				
		人		品名				円
				単価				

※「住家被害区分」欄に、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。  
 「供給物質」欄に、品名、単価及び数量を記入すること。

7-16 義援金品等受領証

義 援 金 品 等 受 領 証

(整理番号 )

金 額 ￥ \_\_\_\_\_

品 名	数 量	備 考

以上の通り受領いたしました。  
ご厚意に厚くお礼申し上げます。

年 月 日

\_\_\_\_\_ 殿

宜野湾市災害対策本部長  
宜野湾市長

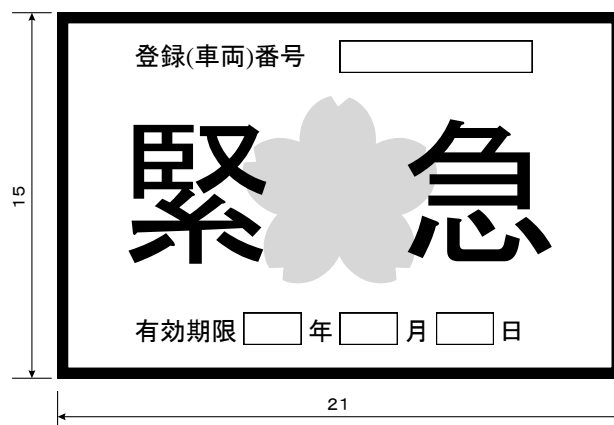
印

## 7-17 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

### (1) 様式 1

- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

### (2) 様式 2



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(3) 様式 3 証明書

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
知 事 印 公安委員会 印			
番号標に表示 されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあつては、 輸送人員又は品 名)			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

7-18 行方不明者届出票

行方不明者届出票		届出月日			
		受付番号			
		受付者氏名			
種別	1 行方不明者          2 身元不明遺体          3 その他				
氏名		性別		年齢	
本籍					
現住所					
死体の現場					
届出人 (氏名)  (住所)  (電話)  (行方不明者等との続柄)					
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)					

7-19 搜索者名簿

搜索者名簿

整理 番号	届出 年月日	搜索者				
		住所	氏名	年齢	身長	着衣その他の特徴
		届出人				
		住所	氏名	搜索者との関係	備考	
		搜索備考欄				
整理 番号	届出 年月日	搜索者				
		住所	氏名	年齢	身長	着衣その他の特徴
		届出人				
		住所	氏名	搜索者との関係	備考	
		搜索備考欄				
整理 番号	届出 年月日	搜索者				
		住所	氏名	年齢	身長	着衣その他の特徴
		届出人				
		住所	氏名	搜索者との関係	備考	
		搜索備考欄				

7-20 遺体調書

遺 体 調 書

		番 号				
搜索収容者						
遺体の種別		1 身元不明遺体    2 遺体引受人のいない遺体    3 その他				
遺体発見日時		年    月    日    時    分頃				
遺体発見場所						
遺体の身元	本 籍					
	住 所					
	氏 名		性 別	男 ・ 女	年 齢	歳 位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）					
遺族その他関係者	現住所	連絡先            (    )				
	氏 名	(死亡者との続柄)				
	遺体の引受け	可 ・ 不可    (引渡し：    年    月    日)				
	遺骨の引取り	可 ・ 不可    (引渡し：    年    月    日)				
検視（検分） 日            時	月    日    時    分	検視（検分）者				
検 案 日 時	月    日    時    分	検 案 医 師				
火葬許可証 公 布 日	年    月    日	火 葬 日	年    月    日			
(所持品の処理)				(備考)		

※ 複数の安置所を開設した場合、番号が重複しないよう番号の先頭に安置所名を明記する。







### 7-23 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書

#### ■ 従事命令、協力命令

従事第 号  公 用 令 書  住 所 氏 名  災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事・協力 を命ずる。  年 月 日  処分権者 氏名	印
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	

※ 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

#### ■ 変更

変更第 号  公 用 変 更 令 書  住 所 氏 名  災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書 ( 年 月 日 第 号 ) に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定に より、これを交付する。  年 月 日  処分権者 氏名	印
変更した処分の内容	

※ 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

■取消

取消第	号	
公 用 取 消 令 書		
住 所		
氏 名		
災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号） に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれ を交付する。		
年	月	日
処分権者 氏名		印

※ 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。



7-25 住宅被害調査票

住家被害調査票（木造・プレハブ）

整理番号

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

〈1〉

○一見して	※該当する場合は口にチェックし調査終了。該当しない場合〈2〉へ進む。 ・住家全部が倒壊(=全壊判定。) <input type="checkbox"/> ・住家の一部の階が全部倒壊(=全壊判定。) <input type="checkbox"/>
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

〈2〉

(1)傾斜	※測定結果を下表に記入し、該当するものの口にチェックする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>測定箇所</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平均</td> </tr> <tr> <td>水平距離(mm)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> ・傾斜の状況(スケッチ等)  [チェック欄:( )内は下げ振り 1200mm の場合の例] ・1/20 以上(60mm 以上) = 全壊判定 <input type="checkbox"/> ・1/60 以上 1/20 未満(20mm 以上 60mm 未満) = 損害割合 15%とし、(2)へ進む。 <input type="checkbox"/> ・1/60mm 未満(20mm 未満) = 傾斜判定は行わず、(2)へ進む <input type="checkbox"/>	測定箇所							平均	水平距離(mm)							
測定箇所							平均										
水平距離(mm)																	

(2)部位の破損状況(傾斜が 1/20 未満の場合に行う。)

①屋根(10%)	・損傷屋根面割合 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(ア) ・損傷程度(%) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(イ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。) 合 計 ・(ア)×(イ) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(ウ) ・よって、屋根全体の損害割合…(ウ)×0.1(構成比) = <input type="text"/> %…A
----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②柱 (又は耐力壁) (30%)	□柱の損傷で判定する場合 ・損傷柱の状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>程度 (エ)</th> <th>柱の本数(本) (オ)</th> <th><math>\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの縦計)}}</math></th> </tr> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>…(カ)</td> </tr> </table> ※(カ)が 75%以上である場合、全壊判定 <input type="checkbox"/> ・よって、柱全体の損害割合…(カ)×0.3(構成比) = <input type="text"/> %…B1	程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの縦計)}}$	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。	10%			25%			50%			75%			100%			合 計		…(カ)
程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの縦計)}}$																							
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。																							
10%																									
25%																									
50%																									
75%																									
100%																									
合 計		…(カ)																							

<p>②柱 (又は耐力壁) (30%)</p>	<p><input type="checkbox"/> 耐力壁の損傷で判定する場合</p> <p>・ 損傷耐力壁面割合 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(キ)</p> <p>・ 損傷程度(%) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(ク) (↑各々10, 25, 50, 75, 100のいずれかの数値を記入。)</p> <p style="text-align: right;">合 計</p> <p>・ (キ)×(ク) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(ケ)</p> <p style="text-align: center;">※(ケ)が75%以上である場合、全壊判定。 <input type="checkbox"/></p> <p>・ よって、耐力壁全体の損害割合…(ケ)×0.3(構成比)= <input type="text"/> %…B2</p>
<p>③壁(外壁) (50%)</p>	<p><input type="checkbox"/> 耐力壁の損傷で判定する場合</p> <p>・ 損傷外壁面割合 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(コ)</p> <p>・ 損傷程度(%) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(サ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100のいずれかの数値を記入。)</p> <p style="text-align: right;">合 計</p> <p>・ (コ)×(サ) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(シ)</p> <p>・ よって、壁(外壁)全体の損害割合…(シ)×0.5(構成比)= <input type="text"/> %…C</p>
<p>④基礎(10%)</p>	<p>・ 外周基礎長 <input type="text"/> m …(ス)</p> <p>・ 損傷基礎長 <input type="text"/> m …(セ)</p> <p style="text-align: center;">(セ)÷(ス)×100= <input type="text"/> %…(ソ)</p> <p style="text-align: center;">※(ソ)が75%以上である場合、全壊判定。 <input type="checkbox"/></p> <p>・ よって、基礎全体の損害割合…(ソ)×0.1(構成比)= <input type="text"/> %…D</p>
<p>⑤集計</p>	<p><input type="checkbox"/> 傾斜が1/60以上の1/20未満のとき</p> <p>・ 傾斜(15%)+A+C= <input type="text"/> %…E</p> <p>・ A+(B1又B2)+C+D= <input type="text"/> %…F</p> <p>EとFを比較した結果、大きい数値は <input type="text"/> %=住家全体の損害割合</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 傾斜が1/60未満のとき</p> <p>A+(B1又B2)+C+D= <input type="text"/> %=住家全体の損害割合</p>
<p>⑥特記事項</p>	

(注1)計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。

(注2)損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

--

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

〈3〉

(1)傾斜	<p>※測定結果を下表に記入し、該当するものの口にチェックする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">測定箇所</td> <td style="width: 15%;"> </td> <td style="width: 15%;"> </td> <td style="width: 15%;"> </td> <td style="width: 15%;"> </td> <td style="width: 15%;"> </td> <td style="width: 15%;"> </td> <td style="width: 10%;">平均</td> </tr> <tr> <td>水平距離(mm)</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>・傾斜の状況(スケッチ等)</p> <p>[チェック欄:( )内は下げ振り 1200mm の場合の例]</p> <p>・1/20 以上(60mm 以上) = 全壊判定 <input type="checkbox"/></p> <p>・1/60 以上 1/20 未満(20mm 以上 60mm 未満) 損害割合 15%とし、(2)へ進む。 <input type="checkbox"/></p> <p>・1/60mm 未満(20mm 未満) = 傾斜判定は行わず、(2)へ進む <input type="checkbox"/></p>	測定箇所							平均	水平距離(mm)							
測定箇所							平均										
水平距離(mm)																	

(2)部位の破損状況(傾斜が 1/20 未満の場合に行う。)

①屋根(10%)	<p>・ 損傷屋根面割合 <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(ア)</p> <p>・ 損傷程度(%) <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(イ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)</p> <p>・ (ア)×(イ) <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(ウ)</p> <p>・ よって、屋根全体の損害割合…(ウ)×0.1(構成比)= <table border="1" style="display: inline-table; width: 80px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> %…A</p>
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②柱 (又は耐力壁) (20%)	<p><input type="checkbox"/>柱の損傷で判定する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 15%;">程度 (エ)</th> <th style="width: 20%;">柱の本数(本) (オ)</th> <th style="width: 65%;">(エ)×(オ) Σオ(オの縦計)</th> </tr> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td rowspan="6">←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。</td> </tr> <tr><td>10%</td><td></td></tr> <tr><td>25%</td><td></td></tr> <tr><td>50%</td><td></td></tr> <tr><td>75%</td><td></td></tr> <tr><td>100%</td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>…(カ)</td> </tr> </table> <p>※(カ)が 75%以上である場合、全壊判定 <input type="checkbox"/></p> <p>・ よって、柱全体の損害割合…(カ)×0.2(構成比)= <table border="1" style="display: inline-table; width: 80px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> %…B1</p>	程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	(エ)×(オ) Σオ(オの縦計)	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。	10%		25%		50%		75%		100%		合計		…(カ)
程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	(エ)×(オ) Σオ(オの縦計)																		
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。																		
10%																				
25%																				
50%																				
75%																				
100%																				
合計		…(カ)																		

	<p><input type="checkbox"/>耐力壁の損傷で判定する場合</p> <p>・ 損傷外壁面割合 <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(キ)</p> <p>・ 損傷程度 <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(ク) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)</p> <p>・ (キ)×(ク) <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(ケ)</p> <p>※(ケ)が 75%以上である場合、全壊判定 <input type="checkbox"/></p> <p>・ よって、耐力壁全体の損害割合…(ケ)×0.2(構成比)= <table border="1" style="display: inline-table; width: 80px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> %…B2</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



③床(+階段) (10%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損傷床(階段)割合 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(コ)</li> <li>・損傷程度(%) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(サ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)</li> <li style="text-align: right;">合 計</li> <li>・(ア)×(イ) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(シ)</li> <li>・よって、床(階段)全体の損害割合…(シ)×0.1(構成比)= <input type="text"/> %…C</li> </ul>																								
④外壁(15%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損傷外壁面割合 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(ス)</li> <li>・損傷程度(%) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(セ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)</li> <li style="text-align: right;">合 計</li> <li>・(ス)×(セ) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(ソ)</li> <li>・よって、外壁全体の損害割合…(ソ)×0.15(構成比)= <input type="text"/> %…D</li> </ul>																								
⑤内壁(15%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損傷内壁面割合 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(タ)</li> <li>・損傷程度(%) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(チ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)</li> <li style="text-align: right;">合 計</li> <li>・(タ)×(チ) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(ツ)</li> <li>・よって、内壁全体の損害割合…(ツ)×0.1(構成比)= <input type="text"/> %…E</li> </ul>																								
⑥天井(5%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損傷内壁面割合 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(テ)</li> <li>・損傷程度(%) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(ト) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)</li> <li style="text-align: right;">合 計</li> <li>・(テ)×(ト) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(ナ)</li> <li>・よって、天井全体の損害割合…(ナ)×0.5(構成比)= <input type="text"/> %…F</li> </ul>																								
⑦建具(10%)	<p>□柱の損傷で判定する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">程度 (ニ)</th> <th style="width: 20%;">柱の本数(本) (ヌ)</th> <th style="width: 60%;">(ニ)×(ヌ) Σヌ(ヌの縦計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>…(ネ)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・よって、建具全体の損害割合…(ネ)×0.1(構成比)= <input type="text"/> %…G</li> </ul>	程度 (ニ)	柱の本数(本) (ヌ)	(ニ)×(ヌ) Σヌ(ヌの縦計)	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入	10%			25%			50%			75%			100%			合 計		…(ネ)
程度 (ニ)	柱の本数(本) (ヌ)	(ニ)×(ヌ) Σヌ(ヌの縦計)																							
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入																							
10%																									
25%																									
50%																									
75%																									
100%																									
合 計		…(ネ)																							

<p>⑧基礎(10%)</p>	<p>・外周基礎長 <input type="text"/> m …(ノ)</p> <p>・損傷基礎長 <input type="text"/> m …(ハ)</p> <p>(ハ)÷(ノ)×100= <input type="text"/> %…(ヒ)</p> <p>※(ヒ)が75%以上である場合、全壊判定。 <input type="checkbox"/></p> <p>・よって、基礎全体の損害割合…(ソ)×0.1(構成比)= <input type="text"/> %…H</p>
<p>⑨設備(5%)</p>	<p>・設備の損傷を具体的に記入する。</p> <p>・よって、設備全体の損害割合… <input type="text"/> %…J</p>
<p>⑩集計</p>	<p><input type="checkbox"/>傾斜が 1/60 以上の 1/20 未満のとき</p> <p>・傾斜(15%)+A+C+D+E+F+G+I = <input type="text"/> %…J</p> <p>・A+(B1 又は B2)+C+D+E+F+G+H+I <input type="text"/> %…K</p> <p>・JとKを比較した結果、大きい数値は <input type="text"/> %=住家全体の損害割合</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/>傾斜が 1/60 未満のとき</p> <p>・A+(B1 又は B2)+C+D+E+F+G+H+I <input type="text"/> %=住家全体の損害割合</p>
<p>⑪特記事項</p>	

(注1)計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。

(注2)損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

〈1〉

○一見して	※該当する場合は口にチェックし調査終了。該当しない場合 〈2〉 へ進む。 ・住家全部が倒壊(=全壊判定。) <input type="checkbox"/> ・住家の一部の階が全部倒壊(=全壊判定。) <input type="checkbox"/>
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

〈2〉

(1)傾斜	※測定結果を下表に記入し、該当するものの口にチェックする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>測定箇所</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平均</td> </tr> <tr> <td>水平距離(mm)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> ・傾斜の状況(スケッチ等)  [チェック欄:( )内は下げ振り 1200mm の場合の例] ・1/30 以上(40mm 以上)=全壊判定 <input type="checkbox"/> ・1/60 以上 1/30 未満(20mm 以上 40mm 未満)損害割合 20%とし、(2)へ進む。 <input type="checkbox"/> ・1/60mm 未満(20mm 未満)=傾斜判定は行わず、(2)へ進む <input type="checkbox"/>	測定箇所								平均	水平距離(mm)								
測定箇所								平均											
水平距離(mm)																			

(2)部位の破損状況(傾斜が 1/30 未満の場合に行う。)

①-1. 柱(60%)	□柱の損傷で判定する場合 ・損傷柱の状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>程度 (エ)</th> <th>柱の本数(本) (オ)</th> <th><math>\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの縦計)}}</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>・・・(ウ)</td> </tr> </tbody> </table> ※(カ)が 75%以上である場合、全壊判定 <input type="checkbox"/> ・よって、柱全体の損害割合・・・(ウ)×0.6(構成比)= <input type="text"/> %・・・A1	程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの縦計)}}$	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。	10%			25%			50%			75%			100%			合計		・・・(ウ)
程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの縦計)}}$																							
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。																							
10%																									
25%																									
50%																									
75%																									
100%																									
合計		・・・(ウ)																							
①-2. 外壁(90%)	□外壁の損傷で判定する場合 ・損傷外壁面割合 <input type="text"/> .....(エ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。) ・損傷程度 <input type="text"/> .....(オ) 合計 ・(エ)×(オ) <input type="text"/> .....(カ) ・よって、外壁全体の損害割合・・・(カ)×0.9(構成比)= <input type="text"/> %・・・A2																								

② 雑壁・仕上等(30%) ※柱で判定する場合のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損傷雑壁仕上割合 <input style="width: 200px; border: 1px solid black;" type="text"/> …(キ)</li> <li>・ 損傷程度(%) <input style="width: 200px; border: 1px solid black;" type="text"/> …(ク) (↑各々10, 25, 50, 75, 100のいずれかの数値を記入。)</li> <li>・ (キ)×(ク) <input style="width: 200px; border: 1px solid black;" type="text"/> <span style="float: right; margin-right: 20px;">合 計</span> …(ケ)</li> </ul> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">※(ケ)が75%以上である場合、全壊判定。 <input type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ よって、雑壁・仕上面全体の損害割合…(ケ)×0.3(構成比) = <input style="width: 80px; border: 1px solid black;" type="text"/> %…B</li> </ul>
③ 設備(+外部階段)(10%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の損傷を具体的に記入する。</li> </ul>    <ul style="list-style-type: none"> <li>・ よって、設備全体の損害割合… <input style="width: 100px; border: 1px solid black;" type="text"/> %…C</li> </ul>
④-1 集計(柱で判定)	<p><input type="checkbox"/> 傾斜が1/60以上の1/30未満のとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傾斜(20%) + B + C = <input style="width: 100px; border: 1px solid black;" type="text"/> %…D</li> <li>・ A1 + B + C = <input style="width: 100px; border: 1px solid black;" type="text"/> %…F</li> </ul> <p>DとEを比較した結果、大きい数値は <input style="width: 100px; border: 1px solid black;" type="text"/> % = 住家全体の損害割合</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 傾斜が1/60未満のとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A1 + B + C = <input style="width: 100px; border: 1px solid black;" type="text"/> % = 住家全体の損害割合</li> </ul>
④-2 集計(外壁で判定)	<p><input type="checkbox"/> 傾斜が1/60以上の1/30未満のとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傾斜(20%) + C = <input style="width: 100px; border: 1px solid black;" type="text"/> %…E</li> <li>・ A2 + C = <input style="width: 100px; border: 1px solid black;" type="text"/> %…F</li> </ul> <p>FとGを比較した結果、大きい数値は <input style="width: 100px; border: 1px solid black;" type="text"/> % = 住家全体の損害割合</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 傾斜が1/60未満のとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A2 + C = <input style="width: 100px; border: 1px solid black;" type="text"/> % = 住家全体の損害割合</li> </ul>
⑤ 特記事項	

(注1)計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。

(注2)損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

〈3〉

(1)傾斜 ※測定結果を下表に記入し、該当するものの口にチェックする。

測定箇所							平均
水平距離(mm)							

・傾斜の状況(スケッチ等)

[チェック欄:( )内は下げ振り 1200mm の場合の例]

- ・ 1/30 以上(40mm 以上) = 全壊判定
- ・ 1/60 以上 30 未満(20mm 以上 60mm 未満) 損害割合 20%とし、(2)へ進む。
- ・ 1/60mm 未満(20mm 未満) = 傾斜判定は行わず、(2)へ進む

(2)部位の破損状況(傾斜が 1/30 未満の場合に行う。)

①柱 (又は耐力壁) (50%)

□柱の損傷で判定する場合

・損傷柱の状況

程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma オ(オの縦計)}$
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。
10%		
25%		
50%		
75%		
100%		
合計		…(ウ)

※(カ)が 75%以上である場合、全壊判定

・よって、柱全体の損害割合…(ウ)×0.6(構成比) =  %…A1

---

□耐力壁の損傷で判定する場合

・損傷耐力壁面割合  …(エ)

・損傷程度(%)  …(オ)

(↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)

(なお、鉄骨造の場合は 10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)

合計

・(エ)×(オ)  …(カ)

※(ケ)が 75%以上である場合、全壊判定

・よって、耐力壁全体の損害割合…(カ)×0.5(構成比) =  %…A2

---

②床・梁(10%)

・損傷床・梁割合  …(キ)

・損傷程度(%)  …(ク)

(↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)

※梁の破損率 75%場合以上であれば全壊判定

合計

・(キ)×(ク)

・よって、床・梁全体の損害割合…(ケ)×0.1(構成比) =  %…B

③外部仕上・雑 壁・屋根等 (10%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損傷仕上等割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(コ)</li> <li>・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(サ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)</li> <li>・ (コ)×(サ) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(シ)</li> </ul> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">合 計</p> <p style="text-align: center;">※(ケ)が 75%以上である場合、全壊判定。 <input type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ よって、外部仕上等全体の損害割合…(シ)×0.1(構成比) = <input style="width: 80px;" type="text"/> %…C</li> </ul>																								
④内部仕上・天 井等(10%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損傷仕上等割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(ス)</li> <li>・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(セ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)</li> <li>・ (ス)×(セ) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(ソ)</li> </ul> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">合 計</p> <p style="text-align: center;">※(ケ)が 75%以上である場合、全壊判定。 <input type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ よって、内部仕上等全体の損害割合…(ソ)×0.1(構成比) = <input style="width: 80px;" type="text"/> %…D</li> </ul>																								
⑤建具(10%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損傷建具の状況</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">程度 (タ)</th> <th style="width: 30%;">柱の本数(本) (チ)</th> <th style="width: 50%; text-align: center;"><math>\frac{(タ) \times (チ)}{\Sigma チ(チの縦計)}</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>…(ツ)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※(カ)が 75%以上である場合、全壊判定 <input type="checkbox"/></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ よって、建具全体の損害割合…(ツ)×0.1(構成比) = <input style="width: 80px;" type="text"/> %…E</li> </ul>	程度 (タ)	柱の本数(本) (チ)	$\frac{(タ) \times (チ)}{\Sigma チ(チの縦計)}$	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。	10%			25%			50%			75%			100%			合 計		…(ツ)
程度 (タ)	柱の本数(本) (チ)	$\frac{(タ) \times (チ)}{\Sigma チ(チの縦計)}$																							
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。																							
10%																									
25%																									
50%																									
75%																									
100%																									
合 計		…(ツ)																							
⑥設備等 (+外部階段) (10%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の損傷を具体的に記入する。</li> </ul>          <ul style="list-style-type: none"> <li>・ よって、設備全体の損害割合… <input style="width: 80px;" type="text"/> %…F</li> </ul>																								

⑦集計	<p>□傾斜が 1/60 以上の 1/30 未満のとき</p> <p>・ 傾斜(20%)+C+D+E+F= <input type="text"/> %・・・G</p> <p>・ (A1 又は A2)+B+C+D+E+F= <input type="text"/> %・・・H</p> <p>G と H を比較した結果、大きい数値は <input type="text"/> %=住家全体の損害割合</p> <hr/> <p>□傾斜が 1/60 未満のとき</p> <p>(A1 又は A2)+B+C+D+E+F= <input type="text"/> %=住家全体の損害割合</p>
⑧特記事項	

(注 1)計算は、その都度小数第 1 位を四捨五入する。

(注 2)損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。





⑤天井(5%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損傷天井面割合 <input style="width: 150px; height: 20px;" type="text"/> …(ス)</li> <li>・ 損傷程度(%) <input style="width: 150px; height: 20px;" type="text"/> …(セ) (↑各々30または100のいずれかの数値を記入。)</li> <li>・ (ス)×(セ) <input style="width: 150px; height: 20px;" type="text"/> …(ソ)</li> <li>・ よって、天井全体の損害割合…(ソ)×0.05(構成比) <input style="width: 80px;" type="text"/> %…f</li> </ul>																								
⑥建具(10%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損傷建具の状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">程度 (タ)</th> <th style="width: 30%;">柱の本数(本) (チ)</th> <th style="width: 50%;">(タ)×(チ) Σチ(チの縦計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。</td> </tr> <tr> <td>15%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>…(ツ)</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>・ よって、建具全体の損害割合…(ツ)×0.1(構成比)= <input style="width: 80px;" type="text"/> %…g</li> </ul>	程度 (タ)	柱の本数(本) (チ)	(タ)×(チ) Σチ(チの縦計)	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。	15%			100%			合 計		…(ツ)									
程度 (タ)	柱の本数(本) (チ)	(タ)×(チ) Σチ(チの縦計)																							
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。																							
15%																									
100%																									
合 計		…(ツ)																							
⑦設備(5%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の損傷を具体的に記入する。</li> <li>・ よって、設備全体の損傷割合… <input style="width: 80px;" type="text"/> %…i</li> </ul>																								
⑧集計	<p>□浸水被害のみの場合</p> <p style="text-align: center;">A+c+d+e+f+g+i = <input style="width: 80px;" type="text"/> %=住家全体の損害割合</p> <p>□混合被害の場合(比較して大きい数値をとる)</p> <p style="text-align: center;">比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">屋根</th> <th style="width: 30%;">A 対 a</th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱(又は耐震壁)及び基礎対傾斜</td> <td>(B1 又は B2) +H 対 傾斜…</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床(+階段)</td> <td>C 対 c…</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>D 対 d…</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内壁</td> <td>E 対 e…</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td>F 対 f…</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>G 対 g…</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>I 対 i…</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;"><input style="width: 80px;" type="text"/> %=住家全体の損害割合</p>	屋根	A 対 a		柱(又は耐震壁)及び基礎対傾斜	(B1 又は B2) +H 対 傾斜…		床(+階段)	C 対 c…		外壁	D 対 d…		内壁	E 対 e…		天井	F 対 f…		建具	G 対 g…		設備	I 対 i…	
屋根	A 対 a																								
柱(又は耐震壁)及び基礎対傾斜	(B1 又は B2) +H 対 傾斜…																								
床(+階段)	C 対 c…																								
外壁	D 対 d…																								
内壁	E 対 e…																								
天井	F 対 f…																								
建具	G 対 g…																								
設備	I 対 i…																								
⑨特記事項																									

(注1)計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。

(注2)損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

〈3〉

(1)傾斜	<p>※測定結果を下表に記入し、該当するものの口にチェックする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>測定箇所</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平均</td> </tr> <tr> <td>水平距離(mm)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>・傾斜の状況(スケッチ等)</p> <p>[チェック欄:( )内は下げ振り 1200mm の場合の例]</p> <p>・1/20 以上(60mm 以上) = 全壊判定 <input type="checkbox"/></p> <p>・1/60 以上 20 未満(20mm 以上 60mm 未満) 損害割合 15%とし、(2)へ進む。 <input type="checkbox"/></p> <p>・1/60mm 未満(20mm 未満) = 傾斜判定は行わず、(2)へ進む <input type="checkbox"/></p>	測定箇所								平均	水平距離(mm)														
測定箇所								平均																	
水平距離(mm)																									
(2)部位の破損状況(傾斜が 1/20 未満の場合に行う。)																									
①屋根(10%)	<p>・損傷屋根面割合 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(ア)</p> <p>・損傷程度(%) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(イ)</p> <p>(↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)</p> <p>・(ア)×(イ) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(ウ)</p> <p>・よって、屋根全体の損害割合…(ウ)×0.1(構成比) = <input type="text"/> %…A</p>																								
②柱 (又は耐力壁) (20%)	<p>□柱の損傷で判定する場合</p> <p>・損傷柱の状況</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>程度 (エ)</th> <th>柱の本数(本) (オ)</th> <th><math>\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの縦計)}}</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>…(カ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・よって、柱全体の損害割合…(カ)×0.2(構成比) = <input type="text"/> %…B1</p> <p>□耐力壁の損傷で判定する場合</p> <p>・損傷耐力壁面割合 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(キ)</p> <p>・損傷程度(%) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(ク)</p> <p>(↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)</p> <p>・(キ)×(ク) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> …(ケ)</p> <p>※(ケ)が 75%以上である場合、全壊判定 <input type="checkbox"/></p> <p>・よって、耐力壁全体の損害割合…(ケ)×0.2(構成比) = <input type="text"/> %…B2</p>	程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの縦計)}}$	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。	10%			25%			50%			75%			100%			合計		…(カ)
程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの縦計)}}$																							
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。																							
10%																									
25%																									
50%																									
75%																									
100%																									
合計		…(カ)																							

③床(+階段) (10%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損傷床(階段)割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(コ)</li> <li>・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(サ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100のいずれかの数値を記入。)</li> <li>・ (キ)×(ク) <input style="width: 100px;" type="text"/> <span style="float: right;">合 計</span> …(シ)</li> <li>・ よって、床(階段)全体の損害割合…(シ)×0.1(構成比)= <input style="width: 50px;" type="text"/> %…C</li> </ul>																								
④外壁(15%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損傷外壁面割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(ス)</li> <li>・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(セ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100のいずれかの数値を記入。)</li> <li>・ (ス)×(セ) <input style="width: 100px;" type="text"/> <span style="float: right;">合 計</span> …(ソ)</li> <li>・ よって、外壁全体の損害割合…(ソ)×0.15(構成比)= <input style="width: 50px;" type="text"/> %…D</li> </ul>																								
⑤内壁(15%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損傷内壁面割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(タ)</li> <li>・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(チ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100のいずれかの数値を記入。)</li> <li>・ (タ)×(チ) <input style="width: 100px;" type="text"/> <span style="float: right;">合 計</span> …(ツ)</li> <li>・ よって、内壁全体の損害割合…(ツ)×0.15(構成比)= <input style="width: 50px;" type="text"/> %…E</li> </ul>																								
⑥天井(5%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損傷天井面割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(テ)</li> <li>・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(ト) (↑各々10, 25, 50, 75, 100のいずれかの数値を記入。)</li> <li>・ (テ)×(ト) <input style="width: 100px;" type="text"/> <span style="float: right;">合 計</span> …(ナ)</li> <li>・ よって、外壁全体の損害割合…(ソ)×0.05(構成比)= <input style="width: 50px;" type="text"/> %…F</li> </ul>																								
⑦建具(10%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損傷建具の状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">程度 (ニ)</th> <th style="width: 30%;">柱の本数(本) (ヌ)</th> <th style="width: 50%;">(ニ)×(ヌ) Σヌ(ヌの縦計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。</td> </tr> <tr> <td>15%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>…(ネ)</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>・ よって、建具全体の損害割合…(ネ)×0.1(構成比)= <input style="width: 50px;" type="text"/> %…G</li> </ul>	程度 (ニ)	柱の本数(本) (ヌ)	(ニ)×(ヌ) Σヌ(ヌの縦計)	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。	15%			25%			50%			75%			100%			合 計		…(ネ)
程度 (ニ)	柱の本数(本) (ヌ)	(ニ)×(ヌ) Σヌ(ヌの縦計)																							
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。																							
15%																									
25%																									
50%																									
75%																									
100%																									
合 計		…(ネ)																							

<p>⑧基礎(10%)</p>	<p>・外周基礎長 <input type="text"/> m …(ノ)</p> <p>・損傷基礎長 <input type="text"/> m …(ハ)</p> <p><math>(ハ) \div (ノ) \times 100 =</math> <input type="text"/> %…(ヒ)</p> <p>※(ヒ)が75%以上である場合、全壊判定。 <input type="checkbox"/></p> <p>・よって、基礎全体の損害割合…(ヒ)×0.1(構成比)= <input type="text"/> %…H</p>
<p>⑨設備(5%)</p>	<p><input type="checkbox"/>設備の損傷を具体的に記入する。</p> <p>・よって、設備全体の損害割合… <input type="text"/> %…I</p>
<p>⑩特記事項</p>	

(注1)計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。  
(注2)損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

〈1〉

○浸水	※該当する場合は口にチェックする。 ・浸水が床上まで達していない(=判定は行わない) <input type="checkbox"/> ・浸水が床上まで達している(=〈2〉へ進む。) <input type="checkbox"/> ・浸水被害の物理的な被害が生じている(=混合被害調査表へ進む。) <input type="checkbox"/>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

〈2〉

(2)部位の破損状況																
①床(10%)	・ 損傷床面割合 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ……(ア) ・ 損傷程度(%) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ……(イ) (↑各々25又は50のいずれかの数値を記入。) ・ (ア)×(イ) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ……(ウ) ・ よって、床全体の損害割合…(ウ)×0.1(構成比)= <input type="text"/> %…b															
②内部仕上・天井(10%)	・ 損傷仕上等割合 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ……(エ) ・ 損傷程度(%) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ……(オ) (↑各々30又は50のいずれかの数値を記入。) ・ (エ)×(オ) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> ……(カ) ・ よって、内部仕上全体の損害割合…(カ)×0.1(構成比) <input type="text"/> %…d															
③建具(10%)	・ 損傷建具の状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>程度(キ)</th> <th>柱の本数(本)(ク)</th> <th><math>\frac{(キ) \times (ク)}{\Sigma 本数(ク)}</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。</td> </tr> <tr> <td>15%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>…(ケ)</td> </tr> </tbody> </table> ・ よって、建具全体の損害割合…(ケ)×0.1(構成比)= <input type="text"/> %…e	程度(キ)	柱の本数(本)(ク)	$\frac{(キ) \times (ク)}{\Sigma 本数(ク)}$	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。	15%			100%			合計		…(ケ)
程度(キ)	柱の本数(本)(ク)	$\frac{(キ) \times (ク)}{\Sigma 本数(ク)}$														
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。														
15%																
100%																
合計		…(ケ)														
④設備等(+外部階段)(10%)	□設備の損傷を具体的に記入する。  ・ よって、設備全体の損害割合… <input type="text"/> %…f															

⑤集計	<p>□浸水被害のみの場合</p> <p style="text-align: center;"><math>b+d+e+f=</math> <input style="width: 100px;" type="text"/> %=住家全体の損傷割合</p> <p>□混合被害の場合(比較して大きい数値をとる)</p> <p>比較表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">柱(又は耐震壁)及び床・梁対傾斜</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">(A1又はA2)+(B+b) 対傾斜・・・</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">外部仕上・雑壁・屋根</td> <td style="padding: 5px;">C ...</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">内部仕上・雑壁・屋根</td> <td style="padding: 5px;">D 対 d・・・</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">建具</td> <td style="padding: 5px;">E 対 e・・・</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">設備等(外部階段含む。)</td> <td style="padding: 5px;">F 対 f・・・</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;"><input style="width: 100px;" type="text"/> %=住家全体の損傷割合</p>	柱(又は耐震壁)及び床・梁対傾斜	(A1又はA2)+(B+b) 対傾斜・・・		外部仕上・雑壁・屋根	C ...		内部仕上・雑壁・屋根	D 対 d・・・		建具	E 対 e・・・		設備等(外部階段含む。)	F 対 f・・・	
柱(又は耐震壁)及び床・梁対傾斜	(A1又はA2)+(B+b) 対傾斜・・・															
外部仕上・雑壁・屋根	C ...															
内部仕上・雑壁・屋根	D 対 d・・・															
建具	E 対 e・・・															
設備等(外部階段含む。)	F 対 f・・・															
⑥特記事項																

(注1)計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。  
(注2)損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

〈構造種別〉  鉄骨造  鉄筋コンクリート造

〈3〉

(1) 傾斜

※測定結果を下表に記入し、該当するものの口にチェックする。

測定箇所							平均
水平距離(mm)							

・傾斜の状況(スケッチ等)

[チェック欄:( )内は下げ振り 1200mm の場合の例]

・1/30 以上(40mm 以上) = 全壊判定

・1/60 以上 30 未満(20mm 以上 40mm 未満) 損害割合 20%とし、(2)へ進む。

・1/60mm 未満(20mm 未満) = 傾斜判定は行わず、(2)へ進む

(2) 部位の破損状況(傾斜が 1/30 未満の場合に行う。)

① 柱 (又は耐力壁) (50%)

柱の損傷で判定する場合

・損傷柱の状況

程度 (ア)	柱の本数(本) (イ)	$\frac{(ア) \times (イ)}{\Sigma \text{イ(イの縦計)}}$
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。
10%		
25%		
50%		
75%		
100%		
合計		…(ウ)

※(ウ)が 75%以上である場合、全壊判定。

・よって、柱全体の損害割合…(ウ)×0.5(構成比) =  %…A1

---

耐力壁の損傷で判定する場合

・損傷耐力壁面割合  …(エ)

・損傷程度(%)  …(オ)  
(↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)

合計

・(エ)×(オ)  …(カ)

※鉄筋コンクリート造の場合のみ(カ)が 75%以上である場合、全壊判定。

・よって、耐力壁全体の損害割合…(カ)×0.5(構成比) =  %…A2

③外部仕上・雑 壁・屋根等 (10%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損傷仕上等割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(コ)</li> <li>・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(サ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)</li> <li>・ (コ)×(サ) <input style="width: 100px;" type="text"/> <span style="float: right;">合 計</span> …(シ)</li> <li>・ よって、外部仕上等全体の損害割合…(シ)×0.1(構成比)= <input style="width: 50px;" type="text"/> %…C</li> </ul>																								
④内部仕上・ 天井等(10%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損傷仕上等割合 <input style="width: 100px;" type="text"/> …(ス)</li> <li>・ 損傷程度(%) <input style="width: 100px;" type="text"/> …(セ) (↑各々10, 25, 50, 75, 100 のいずれかの数値を記入。)</li> <li>・ (ス)×(セ) <input style="width: 100px;" type="text"/> <span style="float: right;">合 計</span> …(ソ)</li> <li>・ よって、内部仕上等全体の損害割合…(ソ)×0.1(構成比) <input style="width: 50px;" type="text"/> %…D</li> </ul>																								
⑤建具(10%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損傷建具の状況</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">程度 (タ)</th> <th style="width: 25%;">柱の本数(本) (チ)</th> <th style="width: 60%;">(タ)×(チ) Σチ(チの縦計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>…(ウ)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ よって、建具全体の損害割合…(ウ)×0.1(構成比)= <input style="width: 50px;" type="text"/> %…E</li> </ul>	程度 (タ)	柱の本数(本) (チ)	(タ)×(チ) Σチ(チの縦計)	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。	10%			25%			50%			75%			100%			合 計		…(ウ)
程度 (タ)	柱の本数(本) (チ)	(タ)×(チ) Σチ(チの縦計)																							
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。																							
10%																									
25%																									
50%																									
75%																									
100%																									
合 計		…(ウ)																							
⑥設備等 (+外部階段) (10%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の損傷を具体的に記入する。</li> <li>・ よって、設備全体の損害割合… <input style="width: 50px;" type="text"/> %…F</li> </ul>																								
⑦特記事項																									

(注1) 計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。

(注2) 損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。





(第2号様式)

		第 号	
		令和 年 月 日	
り 災 証 明 書			
世帯住所			
氏 名		世帯人員 名	
被災状況	災害の原因	1. 風水害            2. 震火災            3. その他	
	り災年月日 時 刻	年 月 日    午(前・後) 時 分頃	
	り災場所		
	り災程度	1 住家	(1) 全 壊 (焼)            (4) 床上浸水 (2) 流 失                (5) 床下浸水 (3) 半 壊 (焼)            (6) 一部破損
2 人員		(1) 死 亡            名            (3) 重 症            名 (2) 行方不明            名            (4) 軽 傷            名	
備考			
適用	※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。		
上記のとおり、り災したことを証明する。 令和 年 月 日 宜野湾市長 <span style="float: right;">㊟</span>			

(第3号様式)

<b>証 明 書</b>	
宜野湾市長 殿	
令和 年 月 日	
役職名 住 所 氏 名 連絡先 局 番	
⑩	
下記事項を確認し相違ないことを証明します。	
災 害 名	
災 害 発 生 年 月 日	年 月 日 午 (前・後) 時 分頃
被 害 物 件	所在地
	構 造
所 有 者 ま た は 世 帯 主	住 所
	氏 名
被 害 状 況	

- (1) この証明書は、市の調査確認がなされていない災害による被害状況の証明願を申請する際に添付する。
- (2) この証明書を行う者は、警察官・自治会長・民生委員等の役職にあり、被災者と利害関係のない第三者であることを要す。

(第4号様式)

り 災 届 出 願 書	
宜野湾市長	殿
	令和 年 月 日
	住 所
	〒
	氏 名
	〒
	連絡先 局 番
下記災害による被害があったことを届出します。	
災 害 名	
災 害 発 生 年 月 日	年 月 日 午 (前・後) 時 分頃
被 害 物 件	所在地
	物 件
所 有 者 ま た は 世 帯 主	住 所
	氏 名
被 災 状 況	
提 出 先 及 び 提 出 す る 理 由	1 役所 2 税務署 3 保険会社 4 NTT西日本(株) (ア 固定資産滅失手続 イ 減免手続 ウ 保険請求) 5 その他 ( ) ( 通)

令和 年 月 日

上記届出の被害状況を別紙の通り証明する。

(第5号様式)

		第 号
		令和 年 月 日
り 災 届 出 証 明 書		
世帯住所		
氏 名		世帯人員 名
被災状況	災害の原因	1. 風水害      2. 震火災      3. その他
	り災年月日時	令和 年 月 日 午 前後 時 分頃
	り災場所	
	り災状況	
適用	※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。	
上記のとおり、り災届出があったことを証明する。 令和 年 月 日 宜野湾市長 <span style="float: right;">㊟</span>		

※ この証明書は、市の調査確認がなされていない災害による家屋以外の被害状況の届出について証明するものです。被害の事実について証明するものではありません。



